

9月9日

○議長（湯之原一郎君） これから本日の会議を開きます。

（午前9時01分開議）

○議長（湯之原一郎君） 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（湯之原一郎君） 日程第1、一般質問を続けます。

まず、19番、吉村賢一議員の発言を許します。

○19番（吉村賢一君） 登壇

おはようございます。議席番号19番、加治木町の吉村でございます。きょうは爽やかな晴れ晴れとした、いい天気になりました。いろんな仕掛けを考えて、きょう、写真等を映させていただきたいと思います。うまくいけば幸いと思っております。

さて、台風18号名古屋上陸ということでございますが、被害があまりないように切に願いながら、質問を続けたいと思います。

まずはじめに、質問事項1、山林の荒廃を防ぎ産業振興につなげないか。

濱田先生のお話をかりますと、本県には約80種類の竹が全域に見られます。有用林面積は1万6,000haあまりということで、全国一の面積を保有しております。竹は、昔から加工用、食用、観賞用などと、広い分野で利用されてきました。

しかし、近年になって、プラスチックなどの竹製品の代替品進出と円高による海外からのタケノコの輸入増大、生産者や加工技術者の激減によって、身近から竹の姿が消えつつあります。

竹は自然から贈られた大切な資源であり、先祖が残した貴重な財産でもあります。竹資源を守り育て活用することは、私どもに課せられた使命だと考え、竹資源の愛護と新しい用途開発に心がけねばならないとあります。

それでは、質問の要旨に入ります。

山に人が住まず、山が荒れたら下流に住む市民に多大な悪影響を与えます。山の荒廃対策にはいろんな方策があるでしょうが、そうならないような手だてとして、今回、里山整備の1つとして、竹林の整備及び竹の利用活用を図るべく質問します。

- （1） 始良市の竹林面積は何haあり、県内では何番目になるか。
- （2） そのうち、整備されている竹林はどのくらいあって、放置された竹林はどのくらいあるのか。
- （3） なぜ竹林整備が進まないのか、またその対策はどうか。
- （4） 放置竹林を整備するのにどのくらいの費用がかかるのか。また、竹を売却した場合の採算をどう見るか。補助増の検討はできないものか。
- （5） 竹の利活用について、今後どんなことを考えているか、具体的な計画を示してください。
- （6） 始良市のタケノコ生産量と生産額を示しなさい。また、タケノコ生産農家の現状やたけんこオーナー制度は有効に機能しているのでしょうか。
- （7） タケノコ生産農家の育成、後継者育成に取り組んでいるのか。
- （8） 竹林に起因する斜面崩壊、イノシシ被害は発生していないのでしょうか。

(9) 竹の利活用を推進することは、森林面積の多い始良市の特産品開発にもつながる可能性があります。雇用拡大にも当然つながります。行政はこのことについて考え方を示してください。

質問事項2、地元で創業する者に支援策を。

質問の要旨。農業においては新規就農者支援といった制度があり、有効に機能していると思われる。また、2016年春オープン of イオン進出に伴い、市内のパート雇用者の採用枠は広がる。一方で、地元で正規雇用者を雇える企業の立地は、パート枠に対しては非常に少ない。

始良市の人口増は主に転入増によるものが多いが、新卒者や中途採用の正規雇用の場がふえれば、新たな人口増及び活性化の大きな要因になります。

また、市内で起業する者に対する支援策などがあればいいと思うので、以下のとおり質問します。

(1) 市への人口誘導施策にはどういったものがあるか。

(2) 既存企業の支店や出張所、工場がふえることは望ましいが、一方で起業する市民に対する応援・加勢は行政でできないものでしょうか。

(3) 市として、インターネットで中央と仕事をつなぐ、あるいは新たな店を開く、あるいは新事業を起こす若者、中年の起業家たちを支援する助成制度はあるか。

(4) 有利子であれば日本政策金融公庫があるわけだが、市として無利子で貸し付ける形で、積極的に地元創業企業を支援していくことは考えられないでしょうか。

あとは一般質問者席から伺います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

吉村議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の山林の荒廃を防ぎ産業振興につなげないかについての1点目と2点目のご質問については、関連がありますので一括してお答えいたします。

本市の竹林面積は、モウソウチクやマダケなど908haであり、県内43市町村で8番目に広い竹林を保有しております。

そのうち整備されている竹林は、株式会社国元商會に搬入された竹の量や、搬出せずに現場内で竹を処理している竹林を含めると、年間約30haほどと考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

竹林所有者の高齢化や不在村化により担い手が減少し、竹林整備が進んでいない現状ではありますが、その対策としまして、県の特用林産物総合対策事業等を活用し、竹林整備を推進しているところであります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

放置竹林を整備する費用は、伐採・整理する竹の本数などにより違いがありますので、一概には言えませんが、1ha当たり5,000本を伐採・整備し、3,500本を搬出する場合、県の標準単価では約170万円ほどの整備費用になります。

搬出した3,500本の竹材を国元商會に売却した場合、約75万円の売却益となりますが、竹材の売却だけでは厳しいものがあり、市独自の補助制度として、1kg当たり1円の上乗せ補助を行っているところであります。

5点目のご質問についてお答えいたします。

竹の利活用につきましては、主に竹製品や竹チップを原料とした竹紙などに活用されております。

また、最近では、竹を粉砕し家畜の粗飼料や有機肥料として利用するなど、農業分野での活用も聞いておりますが、材料の集荷や加工の方法などコスト面で課題となっており、今後いろいろな情報を収集し、研究してまいります。

6点目のご質問についてお答えいたします。

平成26年における本市のタケノコ生産量は72 tであり、生産額は1,591万2,000円であります。

タケノコ生産農家の現状は、高齢化や後継者不足により、年々減少傾向にあります。

また、たけんこオーナー制度については、現在、蒲生地区の5団地で実施されており、36区画のうち16区画が契約しておりますが、竹林管理が重労働であるため、年々少なくなってきております。

7点目のご質問についてお答えいたします。

タケノコ生産農家や後継者の育成につきましては、蒲生地区にある森林技術総合センターで開催しているタケノコ生産者養成講座や新規生産者等の技術相談、タケノコ生産の現地指導をするタケノコ相談員を活用するなど、生産者の育成に取り組んでおります。

また、毎年、蒲生ふれあいセンターにおきまして、タケノコ生産研修会とタケノコ品評会を開催しております。

8点目のご質問についてお答えいたします。

竹林内のイノシシによるタケノコ食害により、竹林ののり面崩壊も見受けられ、被害状況を調査し、狩猟期間外もイノシシの捕獲指示を行っているところであります。

9点目のご質問についてお答えいたします。

竹の利活用を推進するため、市内の竹林所有者や竹林整備事業者、民間企業、NPO法人などの竹林関係者で構成する協議会を今後設置し、荒廃竹林の現況調査、所有者の情報収集を行い、生産性のある竹林に整備し、地域の活性化と雇用の創出を図りたいと考えております。

次に、2問目の地元で創業する者に支援策をについての1点目のご質問についてお答えいたします。

これまで、第1次総合計画の基本理念に基づき、暮らしやすいまちづくりの視点に立って、人口増につながるような施策を進めた結果として、本市への居住を希望する人の心を捉えて、転入超過の傾向が続いているものと考えております。

その要因となる人口の誘導施策の一例としまして、企業進出による雇用創出、市土地開発公社や民間事業者の宅地造成による定住促進などの施策があります。

市といたしましては、現在進めております、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、さらなる人口誘導施策を検討してまいります。

2点目から4点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

市におきましては、創業される方も含め、商工業の経営の安定向上を図る目的として、設備投資や運転にかかる制度資金の借入金に対する利子補給補助を行う制度を設けております。

また、鈴木議員のご質問にもお答えしましたとおり、空き店舗を活用して新たな事業を行う際に、その家賃の一部を補助する制度も設けております。

市といたしましては、今後、創業を希望する方がワンストップで相談できる体制を整え、創業に対する積極的な支援を行うために、総合支援事業計画を策定する予定であります。

以上で答弁を終わります。

○19番（吉村賢一君） 2問目の質問に入らせていただきたいと思います。

県内の竹林面積につきましては、昭和50年代後半から非常に増加しております。理由は、先ほど申し上げましたように、竹材があまり利活用されなくなった、プラスチック製品なり、そういったものが多方面に進出することで、竹の有効利用が図れなくなったということが1つの原因にもなっているかと思えます。

平成19年には、昭和56年に比べ約1割、竹林の面積は増加して16万haになっています。このほか、侵入率が25%以上に及ぶ例えば休耕田、そういったところを含めると、約41万haが竹林になっております。

そこで、少しグラフを見ていただきたいと思います。写真、お願いします。ここに手書きの非常にきれいとは言えないかもしれないんですが、数字よりか絵のほうがわかるかなと思いました。

1万6,000ha、今、左上にあります円グラフでいきますと、これが16万ha、国内の竹林面積です。右下に斜線が引いてあります。10%を占めるのが鹿児島県の竹林面積になります。つまり、日本の竹林面積の10分の1を占めているということです。

それから、下に行きますと、県の竹林面積は1万6,000haです。そのうちの5.7%、これが始良市の竹林面積になります。市の竹林面積は、一番下の左下の円に入りますが、全体で900ha、そのうちモウソウ林の面積が約700ha、77%ほどを占めております。

それから、右上に戻ります。右上は市の面積に対する山林面積なんですが、231km²に対して150km²が山でございます。つまり、3分の2が山ということです。

その山林面積の150km²のうちの6%、9km²ほどになります。これが竹林になります。これは先ほど述べたのと同じになりますが、その竹林のうち77.7%がモウソウ林になるということでございます。

これを踏まえまして、次の質問に入りたいと思います。ありがとうございます、写真。

これを踏まえまして、竹林の面積がこれだけあるわけなんです、このうちのどのくらいが整備されている状態になっているのでしょうか。

○農林水産部長（海老原経記君） お答えいたします。

市長の答弁にもございましたように、毎年、竹林の改良はいたしておりますけれども、年間約30haほどの改良がなされているものと思っております。

以上です。

○19番（吉村賢一君） 年間30haという回答は先ほど来いただいているわけですが、竹の場合ですと、1つ5年周期で整備をしていかなきゃならないという竹の寿命の問題もあります。それを考えると、ざっと150haほどがですね整備されていると、5年間でそういう捉え方でいいんじゃないかなと思うんですが、なぜ竹林の整備が進まないのか。

それについては竹林所有者の高齢化、それから地主の不在ということで、竹林整備が進んでいないということでございますが、それについては県の特用林産物の総合政策事業等を活用して、竹林整備を推進しているという回答にもられているわけですが、それについて少し詳しく説明をお願いします。

○農林水産部長（海老原経記君） お答えいたします。

現在、市で取り組んでおります竹林の整備についてでございますが、市におきましては3つの事業

を活用しまして、竹林の整備に取り組んでおります。

まず1つ目が里山林総合対策事業でございますが、この事業は森林環境保全の関係事業の1つでございます。景観保全、それと国土保全等の公益的機能の維持増進を図るために、モウソウチクの竹林の伐採整理を市が実施するものでございます。

市と竹林所有者が協定を結びまして、竹林所有者は景観の保全、国土保全等の維持増進を図るために、事業後の竹林を5年間維持していくものでございます。

それと、もう一つございまして、竹林資源活用推進事業でございますけれども、これは県の県単事業の1つございまして、放置竹林を竹材やタケノコ生産に適した竹林にする事業でございます。事業の実施主体は、農地組合法人、また林業事業体、それと民間の企業体等であります。

それと、もう一つ、県単事業の鹿児島の特用林産物総合対策事業でございます。この事業は、放置竹林をタケノコ生産基盤の竹林に整備するために実施する事業でございます。実施主体は森林組合、農協、それと生産者グループ、これの3名以上の団体ということですが、こういった形で竹林の整備をいたしております。

以上でございます。

○19番（吉村賢一君） 今、いろいろ対策を考えておられるということでございますが、竹林の資源活用推進、タケノコ生産、竹材生産、あるいは竹材の加工、あるいは竹林資源モデル林の設置、あるいは伐竹、産出、運搬、そういったものを含めていく場合、いわゆる竹林の整備、具体的に今お話がありました環境保全、そういった景観保全、そういったことを考えていろいろ事業を進めておられると思うんですが、この事業で次のページに4点目の質問にあるんですが、採算が合うかどうかということの問題が残されているわけですが、まずその前に、竹といっても皆さんご承知の方も多いと思いますが、竹について種類別に写真を見ていただこうと思います。写真をお願いします。

これはモウソウダケでございます。一説によりますと、島津吉貴が琉球在番の物頭野村勘兵衛からモウソウダケを輸入するように命じられて、彼の琉球滞在中に清より輸入して、これを日本に持ち帰り、吉野の仙巖園に植えた。それが日本国内にあちこち伝搬していったというふうな説になっておりますが、竹そのものは戦後の竹材需要の減少によって整備がなされなくなった。整備がなされないと、良質なタケノコも生まれないという状況になっております。

次へいきます。これは、いわゆる整備がなされなくなったケースでございます。これは小山田の山奥、仮屋の山になります。

続きまして、これは台風の後には北山のほうに行きまして、やはりこういったふうに竹林が荒れているという状態があります。竹というのはCO₂を吸収する働きを持っているわけなんです。こういうふうに立ち腐れて、あるいは倒れて、こういうふうに崩壊してしまいますと、逆にCO₂を放出するということになります。

これは唐竹ですが、マダケとも言われると思います。一番竹細工に適した竹ということで、節間が一番長いというのが特色です。

これはホテイチク、通称コサンダケとも言われています。タケノコは非常にあくがなく、すぐ食べられるおいしいものでございます。

次は、これがメダケ。メダケは、高さは2mから8mぐらいになるものでございますが、直径は1cmから3cm、ササというふうな呼び名に近いようなものでございます。

これがカンザンチク、いわゆる密生して植生する特色のある生え方をしています。これも当然中国原産で、中部以西の寒地で栽培されておりまして、ササ類の中では最も大きくなるものでございます。

これは、皆様お待ちかねのタケノコでございます。タケノコ、これはみんなが食べられるものでございます。左から、マダケ、それからモウソウダケの中のメダケ、それからハチク、ホテイチクというものでございます。

それから、これは最後になりますが、これはちょっと話を先に進めたような形になりますけど、以前、産業建設委員会で栃木県の茂木町に行きました。そこで、生ごみ、落ち葉、これは落ち葉を住民の方から集めているわけなんですけど、山の落ち葉を集めて、20kg440円で買い取り、それから木の葉、枝、牛ふん、おがくず、もみ殻等を全部引き取って、それを堆肥化しています。

105日間、工程をかけてやっているわけですが、最後の工程で竹のおがくずを加えております。これによって乳酸菌が生じて、非常にいい堆肥ができ上がるということであるようです。

この環境整備事業は、こういった機械を含めて施設は非常に大がかりなものなので、総事業費は6億4,000万かけてあります。年間合計4,590 tの原材料から、「美土里たい肥」の名称で1,117 t生産して、この堆肥を利用してでき上がった作物は道の駅などに販売しております。

この過程で、里山の間伐材、竹を利用することで、山の荒廃を防ぎ、地主は幾分か報酬が得られ、できたその肥料でいい作物が得られ、この作物は道の駅でたくさん販売されております。

なおかつ、この道の駅は、全国道の駅モデル6に選ばれるほどの人気を得ているところでございます。すなわち、その大きなコーナーの1つとして、「美土里たい肥」を使った野菜が展示されております。つまり、落ち葉が非常に活躍しているということになります。

写真を終わります。

そこで、放置竹林を整備するのに、こちらに非常に費用がかかるということでございます。ある民間の方に聞きますと、20 aに20万円の費用がかかると。つまり、2 haだと200万の手入れ費用がかかるということで聞いております。

それから、補助についてなんですけど、補助について、今、さつま町が竹チップ用材料として2円30銭の補助を出しているかと思えます。聞くとところによると、薩摩川内市も今現在1円の補助なんですけど、2円の補助に変えようとしています。

今現在の例えば国元商会の買い入れ価格は幾らで、それに対して市は1円の補助ということでございますが、現実に年間トータルでどのくらいの補助費用が出ているんでしょうか。

○農林水産部長（海老原経記君） お答えいたします。

今の国元商会のほうは7円70銭で買い取りしていきまして、市はそれに1円上乗せをしております。それで、平成26年度の実績で申し上げますと、約1,527 tの竹の搬入がございました。ということでございまして、市の補助としましては152万7,000円程度されているということでございます。

以上でございます。

○19番（吉村賢一君） 先ほど見ていただいて、タケノコもいろいろあったんですけど、そこで市長にお伺いします。市長はタケノコ料理は好きでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 好きなほうでございます。

○19番（吉村賢一君） ありがとうございます。

タケノコは、いろんなタケノコがあります。ダイミョウダケ、あるいはコサンダケ、ハチク、いろいろあります。季節によって半年以上、それぞれの種類の竹が出てきますので、こういった竹を生かして、いろんな食材にも使えるかなと思っておりますので、またそういったところも次の事項で質問したいと思いますが、いろんな竹利用の中で考えられないかなと思いますので、こういったのをやはり1つの始良市の資源として生かして、金もうけにつなげていくというふうなことも考えるべきではないかと思います。

あと、いろんな利用の中で、孟宗ヨーグルトというのがあるかと思うんですが、これについてご存じでしょうか。

○農林水産部長（海老原経記君） それについては、存じ上げておりません。

○19番（吉村賢一君） 名前の言い方が悪かったかもしれませんが、モウソウダケを乳酸菌で溶かしていきますと、いわゆる牛の飼料として使えるということで、この間、牛の品評会に行きましたら、その方々でもモウソウダケの粉にしたもの、パウダー状にして、なおかつ乳酸菌で味つけといたしますか、栄養素をつけ加えたりしたものを子牛に食べさせておられるというケースがありました。

ただ、その成果はどうかというのは確認をしましたら、成果はわからないと。なぜならば、子牛の段階で出荷するので、成牛になったときにどれだけの成果があったのかは確認できていないという、非常にちょっと残念な思いがしたんですが、これも竹の利用の1つとしてそういうのがあるんだなと思って、また参考にさせていただければいいと思います。

今、タケノコを市長はお好きだということでした。タケノコは、国内でほとんど賄えているものかどうか。つまり、日本人が食べているタケノコの何%が国内産なのか、その辺はおわかりになるでしょうか。

○農林水産部長（海老原経記君） 申しわけありません。その数字は持ち合わせておりません。

○19番（吉村賢一君） タケノコは、実は80%以上は海外産なんですよ。すなわち、ということは日本でまだタケノコは幾らとって売れる、ただしもちろん値段の問題がございますが、需要はあるということです。ですから、始良市としても、こういったところにどんどんもうちょっと力を入れても買う人がいる、値段をどう考えていくかということになるかと思います。ぜひ、この辺も検討していただきたいなと思うところです。

あと、タケノコ以外にも竹はいろいろ利用されていると思うんですが、始良市における竹資源の利用の例としましてはどういったケースが多いんでしょうか。

○農林水産部長（海老原経記君） 始良市で竹を使った商品といたしまししょうか、まずランドアートというところが物差しの製造をしているということがございます。それと、先ほど来出ております国元商会のほうが竹チップの製造、それとこれは竹の苗木の販売なんです、株式会社産木というところがホウライチク系の竹苗の販売をしているというふうに聞いております。

以上でございます。

○19番（吉村賢一君） 竹というのは、ほっておくと隣の山へ、あるいは杉林も枯らすといひます。それから、休耕田もどんどん侵食していきます。ところが、手入れをすると、自分の今住んでいるエリア内できちっとタケノコを生産したりして、うまく再生産していくというふうに言われております。

それと、イノシシの食害、これによることも見受けられるということですが、イノシシの食害も、手入れをして、人間がしょっちゅう入って行って、においが残っていると、イノシシも2年目とかなっていきとあらわれなくなるということを知っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○農林水産部長（海老原経記君） 議員仰せのとおり、手入れの行き届いた竹林には、イノシシの侵入は少ないというふうには聞いております。

以上でございます。

○19番（吉村賢一君） そのように手入れをすれば、非常に竹林、モウソウダケの林が先ほど言いましたように77.7%と多いわけですが、そのうちの例えば700haありますが、700haのうち半分が道がついていて、いい箇所にあるとすれば、その箇所を手入れをする人をふやしていけばいいんじゃないかと単純に思うんですが、先ほどおっしゃられたように、金額が合わないわけですね。

例えば2t、竹を国元商會に仮にチップとして使うために持っていくとした場合に、2t掛ける仮に月5回持っていったとしますと、20t掛ける12とした場合240tですか、その240tの計算でいくと、さっきの8.7円の計算でいきますと100万ちょっとなんですよね、年間。それぐらいにまだ1円乗せていきますと、100万ちょっとが120万とかなります。あるいはそれ以上になるわけです。

今は240と言いましたけど、120tで月10tというふうな計算になりますね、実は。2掛ける5、10t、それで120t、それで8.7円とすれば100万、それが9.7円になりますと120万ぐらい、つまり月10万ぐらいの収入なんです。10万の収入で竹を一生懸命竹守できるかというのできないので、そこに生えてくるタケノコを売って、それで生活していく、あるいは竹細工に使ってもらって、それを売って少し生活していくという、非常にちょっと厳しいとは思いますが、そこで補助額を幾らかでも見直す。

つまり、薩摩川内市が今2円にしようとしている。それから、さつま町は2.3円足して全体で10円で引き取っているという状況があります。始良市も結構、薩摩川内市に次いで、あるいはさつま町に次ぐかもしれませんが、結構県内では竹林の面積がたくさんあります。それをもう少し整備してもらうには、少なくとも1円、あるいは1円30銭、補助額をふやすという検討はできないものか、伺います。

○農林水産部長（海老原経記君） お答えします。

議員仰せのとおり、今の始良市の隣接の市町では、2円の買い取りをしているところがございます。市の竹林の整備を図る上では、そういった生産者、いわゆる竹林を経営している方、またそこに携わる方の意欲を高める上でも、値上げができればいいと思っておりますけれども、今後、そのことにつきましては検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○19番（吉村賢一君） それから、先ほどちょっと、議員の方にはレターボックスに入れさせてもらいました。それから、執行部の方にはお配りをさせていただいたと思います。いろんな竹材の利用の仕方というのがございます。ちょっと考えられないぐらいいろんな利用の仕方があるということで、紹介を載せていただいたんですが、こういった中で具体的に始良市で取り組まれているケースというのは、ここに表においてはたくさんあるわけなんですけど、こういったのがあるのでしょうか。

表の中のいろんなのが表示がありますが、先ほど言いました牛の飼料とか、そういうのもあります。紙パルプもあります。それから、左の丸印もありますが、その辺を含めておわかりになる分、お答えください。

○農林水産部長（海老原経記君） ただいまのご質問につきましては、担当課長に答弁させます。

○農林水産部林務水産課長（和田人司君） 林務水産課の和田です。よろしくお願ひいたします。

配付されました資料に基づく中で、始良市の竹産業として、国元商会さんが脱臭剤、また家の竹炭ボードという形でつくられているところもあります。また、紙パルプ製品として、竹チップとして出荷されているような状況でございます。

あと、食料としましては、タケノコを加工したタケノコの水煮等に使われているような感じです。竹材とは違いますけれども、いろいろな形で使われているような状況でございます。

○19番（吉村賢一君） 今、紙パルプや、そういう建材のボード等に使われているということです。そういう実際のケースをお持ちしたんですけど、これが竹材でできたパルプなんです。あまり木でできたものとほとんど変わりません。

ただ、値段がどうしても大量生産ができないという意味で高めになるみたいですが、その辺は先ほど言いましたように、出荷元のほうであまりたくさんもらわないで、安めに材料を出荷してもらって、それで何とか紙と勝負しているという状態です。これは中越パルプからの話だったんですけど。

それから、建材のボードなんですけど、カルボボードというんですね。これは山田の住宅に行かれた方はごらんになっていると思います。トイレの側面にこれが張ってあります。消臭剤としても少し効果があるかと思うんです。そういったことがございます。

それから、ある竹林を持っておられる方から投稿がありました。前、竹パウダーを生産して、生ごみ処理に使うと、有機肥料にするというふうなことで、始良市にもいろいろ働きかけをした。お願いしたんですけど、始良市はEM菌の活用を推し進めているので、竹パウダーによる生ごみ処理は取り上げられないという回答を得たと、これは何年か前の話かとは思いますが、そういうふうなことを言われております。

それと、竹林を整備したと、自分のところの竹林を整備したら、2人で5日かかり、竹を売った値段は3万1,000円、かかった労務費が14万1,000円、そうすると手出しが11万1,000円です。

それと、この5月にあった小山田生産森林組合の総会で、始良市から要請があった竹林整備事業からは撤退する旨の決議がなされたということが伝えられましたが、これについては事実でしょうか。

○農林水産部林務水産課長（和田人司君） 小山田生産組合が3年ほど前に竹林資源活用推進事業をさ

れまして、その後、経費等と、それと補助金等がちょっと合わないということで話を伺っております。
以上でございます。

○19番（吉村賢一君） その辺は、経費と合わないということですが、何らかの対応策というんですか、先ほどの補助額のみならず、どういう体制をとっていけば、今後、長期的に竹林、あるいは山林を含めてということにもなるかもしれませんが、長期的な視点で整備計画を考えていかないと、どんどんさっきお見せしたように竹林も荒れていく、普通の杉山、あるいはヒノキの山も荒れていくという状況が出るかと思しますので、その辺は対策を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○農林水産部長（海老原経記君） お答えします。

まず、山の管理ですとか、今後の維持につきましてですけれども、竹林以外で申し上げますと、現在、山の所有者の高齢化ですとか、あと不在村化によりまして、山の管理ができなくなっているのは事実でございます。

そういうようなことから、森林経営計画に基づく事業者と所有者の森林経営委託契約を推進しまして、ご自分で管理ができない山林、杉、ヒノキ、広葉樹の山につきましては、持ち主にかわって森林組合のほうで管理をしていただけるような方向に持っていきたいと思っております。

それと、竹林についてでございますけれども、竹の利活用を含めてですけれども、現在、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業の事業が始まっております。その中で、その事業を活用しまして、竹山のふるさと再生支援事業を新規事業として要望をいたしているところでございます。

今後、5年間の事業の中で、竹林の関係者に集まっていいただきまして、協議会の設置ですとか、会議、研修を行いながら、情報交換を通しながら、市内の竹林の状況を把握することによりまして、市内の事業者が竹林所有者に対して竹林整備の施業プランや経営計画を提示しまして、最終的に市内の竹林が整備されて、雇用の創出につながっていくように持っていきたいと考えております。

以上でございます。

○19番（吉村賢一君） ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。

それで、先ほどちょっと数字を私が申し述べなかったんですが、タケノコの生産量、海外からの輸入率、平成25年は輸入率がつまり全国の輸入量、消費量が21万3,531 tあるんですよ、タケノコを食している方が。本県、鹿児島県の生産量が5,270 t、生産額、金額で言うと15億6,600万ということなんです。

戻りますけど、国でいきますと、21万3,531 t消費しているんですが、そのうちの輸入量が18万9,054 t、25年の統計ですが、88.5%を輸入しているんです、タケノコをですね。ですから、非常にまだまだ国内でつくればつくるほど、売れる状況があるということでございます。

それと、タケノコの出荷を見ると、前年比でいきますと、前年比というか、タケノコの出荷というのは裏作というか、表作があったり、ふえたり減ったりという状況があるわけなんですけど、全国が生産量と比べて、鹿児島県は生産量としては21.7%を占めていますね、タケノコ。じゃ、鹿児島県が全国で一番かというところ、福岡県が23.2%を占めていまして、福岡県が25年のケースにおいては1番です。鹿児島県のほうが竹林面積は多いんですけど、そんなことです。

それで、一番最後に思うのは、治山とか治水とか、そういう全体の山の保全、あるいは水源涵養林としての山、あるいは有害鳥獣対策といったものを考えていった場合は、里山の整備というのは非常に重要なことだと思いますし、それを補助金を1円、あるいは2円出し渋ることで、山の手入れを怠るということとはもったいない話であります。

先ほどのバイオマス利用とか、そういったものも含めて、そういった山にある資源、間伐して、それが資源になるというふうな思想を持ってやっていかないと、始良市の3分の2を占める山そのものが死んでしまうと思うんです。

それと、不在地主の解消、これは不在地主は非常に追及するのも手間がかかるわけなんですけど、そういった方々もきちっと把握して、そういったところは例えば何らかの形で民間企業、もしくは組合とか、そういったところを買収してもらい、管理を任すというような手だても総合的な中では必要じゃないかなと思ひまして、竹については終わりたいと思います。

続きまして、創業支援、これについてはこちらのボードに書いてありますように、新規就農者、そういった者に対しては非常に優遇されているというか、手当てがされているわけなんですけど、一般の商店の場合も手当てがされているとした場合、今度、そこで自分で新たな例えば観光プロデューサーみたいなことをやるとか、あるいはちょっとした新しい製造工場をつくるとか、そういったときの補助は制度としてもないと思うんですが、そういった商業、あるいは農業、それ以外の仕事、具体的な補助事業の事例というのはまだほかにあるんでしょうか。

例えば、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、さらなる人口移動施策を検討してまいりますということですが、具体的にはこの施策はどういったことを事例として考えておられるか、答弁願います。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

具体的な施策といいますか、そういうことでございますが、現在、示された指示によりまして、各部署において検討しているところでございます。具体的にはまだまとまっていないところでございます。

○19番（吉村賢一君） そうすると、次にいきまして、設備投資や運転にかかる制度資金の借入金に対する利子補給制度、補助を行う制度が設けてあるということですが、これはどういった基準といたしますか、あるいは対象をどういうふうに絞っているのか、あるいはどのくらいの予算で考えておられるか、いかがでしょうか。

○企画部次長兼商工観光課長（平田 満君） お答えいたします。

市で今こういった創業等に対象になる対象事業としましては、商工業振興資金利子補給事業補助金ということで、要綱を設けてやっております。対象としましては、市内に6か月以上居住されている方がこういった事業を行う場合には、商工会等のあっせんに基づき、当然起業するとなりますと、経営計画、それから資金計画、市場的なもの、そういった計画も必要になりますので、その辺の指導も行いながらすると。

あと、条件としましては市税の滞納等がないことというようなことでございまして、予算につきましては年間120万円の予算でやっております。

○19番（吉村賢一君） 前日ですか、新卒、高校を卒業された生徒数の中で、県内就職者の数というのが出ましたけど、市内に就職した新卒高校生の数というのはわかりますか。

○企画部次長兼商工観光課長（平田 満君） 市内の中での新卒者の就職状況というのは、ちょっと把握しておりません。

○19番（吉村賢一君） 先ほど来、山林のことを申し上げました。例えば、新規農業就農者については年間何百万かの補助があります。山林業に対する、それに新しく従事する方に対する補助というのは検討できないものかどうか、お答えください。

○農林水産部長（海老原経記君） お答えします。

今おっしゃられました山に関する補助でございますけれども、今ある制度で申し上げますと、新規就農者のような新規の林業者へ対する補助はございませんが、林業就業者の技術ですとか技能研修、そういった必要な資金を無利子で貸し付ける制度はございます。

それと、あと労働安全衛生法に基づきます林業作業に必要な免許ですとか資格、そういった林業従事者の技術や技能研修を受講すれば取得できるという制度はございます。

以上でございます。

○19番（吉村賢一君） ということは、例えば林業の従事者に対するいろんな資格試験の制度がありますが、こういった例えばチェーンソーの扱いの技能、あるいはフォークリフト運転の技能、そういったものに対する補助等も考えることは可能であろうということで解釈してよろしいですか。

○農林水産部長（海老原経記君） そのとおりでございます。

以上です。

○19番（吉村賢一君） 今、創業支援については、若手の方々も含め、今度、中年と言うとおかしいかもしれませんが、そういった方々も親の面倒を見るために都会からこちらへ帰ってきたと、それでさてどうやって仕事を探そうか。そうしたら、その人のキャリアを生かした何らかの創業するきっかけをつくるような制度、仕組み、システムをつくっておかないと、企業がたくさん残念ながら始良市にあるわけじゃないものですから、自助、公助、共助があります。

以上、終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、吉村賢一議員の一般質問を終わります。

次に、15番、東馬場弘議員の発言を許します。

○15番（東馬場 弘君） 登 壇

本日2番目の12番、東馬場でございます。早速、質問に入っております。私は、今回、4つの項目について質問しておりますので、1番から順に質問してまいります。

まず、項目1、自主防災組織について。

要旨1、自主防災組織数は平成26年10月1日現在で161団体、自治会単位でございますが、組織率は79.6%となっています。実質活動している団体の実態をお伺いします。

要旨2、災害時の行動計画、避難場所についての啓発や、自主防災組織を設置して活動することの効果や、平常時と災害時の活動についてお伺いします。

要旨3、自主防災組織へ防災資機材備蓄の整備への支援についてお伺いいたします。

要旨4、避難行動支援者を対象に円滑な避難行動がとれるよう、緊急時に自動で起動し、情報を受信する防災ラジオの配付はできないか、お伺いします。

要旨5、地域独自の防災・福祉ハザードマップの作成支援と配付及び地域ぐるみの避難体制の整備についてお伺いします。

要旨6、既設の都市公園の一部を防災機能、災害時に水を確保できる耐水性貯水槽やスタンドベンチ、災害用トイレ、備蓄倉庫、ソーラー照明灯などを備えた防災公園として整備できないか、お伺いいたします。

次に、項目2、防災ボランティアについて。

要旨1、本市の防災ボランティア組織の現状をお伺いいたします。

要旨2、防災ボランティアと行政、消防も入りますが、社会福祉協議会との連携体制をお伺いします。

要旨3、防災ボランティアへの啓発・知識と消防との環境整備に対する取り組みをお伺いいたします。

項目3、消防水利について。

要旨1、2月28日に発生した須崎地区の住宅火災——1人死亡ですけれども——は道路が狭隘なため消防車両が進入できず、消火に手間取った事案が発生しました。この地区では、二度とこのようなことが起きないように、消火栓設置を希望しております。ほかにも同様の狭隘な地域が存在するが、その対策をお伺いします。

要旨2、防火水槽の整備状況と利用可能状態についてお伺いします。

要旨3、今後の防火水槽の整備計画をお伺いします。

最後に、項目4、マイナンバー制度について。

要旨1、今年度10月から国民全員に番号通知が開始され、平成28年1月から行政手続でマイナンバーの利用が始まる中で、国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現というメリットが言われています。取り扱い、情報セキュリティー対策など、この制度における本市の取り組みや動向をお伺いいたします。

要旨2、住民情報を扱う基幹系システム、自治体事務を行うための情報系システムネットワークのネットからの分離と、それに伴う膨大な経費、情報管理についてお伺いいたします。

要旨3、企業も従業員の番号を収集・管理することにより、事務作業の増や情報流出の危険等で負担が考えられますが、行政としての対応をお伺いいたします。

あとは、一般質問席からお伺いします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

東馬場議員のご質問にお答えします。

1 問目の自主防災組織についての 1 点目から 3 点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

本市の自主防災組織は、現在、各自治体単位で構成されております。したがって、自治会の行事等での活動が主体であり、組織、避難計画の作成、避難行動要支援者の把握・支援等、ソフト面における活動が現在の活動実態と考えております。

今後は、自主防災組織を校区コミュニティ協議会単位に編成し、共助体制の充実強化を図っていく必要があると考えており、現在、その編成に着手されているところもあります。

自主防災組織活動において、防災資機材は不可欠であると考えており、今後、活動のニーズに合った資機材の導入支援を検討してまいります。

4 点目のご質問についてお答えいたします。

緊急情報につきましては、防災行政無線、災害情報メール、携帯事業者によるエリアメール、テレビのデータ放送など、複数の伝達手段で情報を配信しております。市民の生命、身体の擁護、安全・安心を図るため、緊急情報配信はいち早く正確に情報伝達をすることが重要であると考えております。

平成28年度末には、コミュニティFM局を仮称イオンタウン始良の2期工事において店舗内に開設する予定であり、この防災ラジオは新たな緊急情報配信方法であると考えております。

今後、防災ラジオの電波到達エリア等を考慮しながら、配付条件、助成など、詳細について検討してまいります。

5 点目のご質問についてお答えいたします。

避難体制につきましては、災害対策基本法や土砂災害防止法の一部改正及び土砂災害警戒避難ガイドラインを踏まえ、土砂災害ハザードマップ、津波浸水ハザードマップの作成を計画しているところであります。

また、改正災害対策基本法により、避難行動要支援者の名簿作成が義務づけられたことから、現在、関係部署が連携し、名簿を作製しているところであります。

なお、これらのハザードマップにつきましては、市内全戸に配付し、避難体制の充実強化を図りたいと考えております。

また、避難行動要支援者名簿につきましては、避難体制に即時対応する消防、警察、民生委員、行政連絡員等に情報提供し、迅速かつ的確に対応する避難体制整備に努めたいと考えております。

6 点目のご質問についてお答えいたします。

防災公園は、都市の防災機能の向上により、安全で安心できる都市づくりを図るため、地震時の復興拠点、生活物資等の中継基地となる防災拠点など、災害対策基本法に基づく地域防災計画等に位置づけられている都市公園であります。

本市におきましては、補助金交付要件に該当する都市公園はないため、補助事業を導入しての整備は困難な状況であります。

なお、近年、整備しております数か所の公園には、ソーラー照明灯の設置を行っております。

次に、2 問目の防災ボランティアについての 1 点目から 3 点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

本市におきましては、防災ボランティアとして、特定の事象に対し活動していただく団体はありませんが、あらゆる奉仕活動において、市社会福祉協議会には複数のボランティア団体が登録されております。

また、そのボランティア団体の中には、防災ボランティア活動を行っている団体に日本赤十字社の赤十字奉仕団などがあり、崇高なボランティア意識のもと、社会に貢献されています。

社会福祉協議会におきましては、災害時における体験講座等研修会において、非常炊き出し訓練を年に複数回、市内の各地区、自治会、学校等で実施し、多数の地域住民、教職員等に災害時の啓発活動を図っております。

本年11月に実施予定の総合防災訓練におきましても、社会福祉協議会はもとより、始良伊佐地区社会福祉協議会連絡協議会と広域的な奉仕団体の枠組みで、本市の女性消防団員及び陸上自衛隊第12普通科連隊と連携を図り、炊き出し訓練を実施いたします。

また、今回の訓練におきましては、ボランティアセンターを開設し、災害救援ボランティアの受け付けから災害派遣までの一連行動の確認を実施いたします。

市といたしましては、社会福祉協議会やボランティア団体との訓練等において、ボランティア活動に接することで、ボランティア知識を吸収するとともに連携体制の充実強化を図り、一層の環境整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、3問目の消防水利についての1点目のご質問にお答えいたします。

はじめに、本年2月28日に発生しました須崎地区の住宅火災において、お亡くなりになられた方に対しましてご冥福をお祈りいたします。

当該地区は、議員仰せのとおり狭隘な道路が多く、水槽付消防ポンプ車両などの進入が困難であることは認識しております。

このような狭隘な道路周辺における火災への対応としましては、軽トラック型の小型ポンプ積載車を活用した効果的な消火活動に努めているところであります。

なお、当該地区の消火栓増設につきましては、火災発生場所の周辺の上水道管の口径が50mmであり、消火栓を設置するためには上水道管の布設替えを行う必要があります。

今後も、狭隘な道路の多い地域につきましては、水利状況等を考慮しながら、小型ポンプ積載車や消防資機材などを最大限に活用して、迅速かつ的確な消火活動に努めてまいります。

2点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

本年4月1日現在、237基の防火水槽を設置しており、その全てが利用可能であります。また、現在、白男地区における既存の防火水槽1基を移設する準備を行っております。

今後も、実施計画に基づき、防火水槽の設置及び適切な維持管理に努めてまいります。

次に、4問目のマイナンバー制度についての1点目のご質問にお答えいたします。

マイナンバー制度の導入に伴う本市における個人情報の取り扱い、情報システムに対するセキュリティー対策などの安全性の確保につきましては、法令及び国・県からの通知に基づき、適切に進めているところであります。

法令による制度面における保護措置とシステム面における保護措置があり、制度面では、法令で定めのある場合を除き、個人番号の収集や保管を禁止するとともに、なりすまし防止のため、本人確認が義務づけられております。

また、個人番号が適切に管理されているかにつきましては、国の第三者機関である特定個人情報保護委員会が監視・監督を行い、さらに法律に違反した場合の罰則は従来に比べ強化されております。

なお、システム面では、国を初めとする行政機関での個人情報は一元管理せず、地方自治体においても、それぞれの機関において従来どおり分散して管理いたします。

さらに、行政機関の間での情報のやりとりでは、個人番号を直接用いず、個人番号を符号に変換し、これを用いて情報連携を行い、システムにアクセス可能なものを制限・管理し、通信する場合はデータを暗号化することになっております。

平成29年1月からは、情報提供等記録開示システム、いわゆるマイナポータルが稼働する予定となっております。個人番号を含む自分の個人情報を、いつ、誰が、なぜ提供したのか、不正あるいは不適切な照会が行われていないかなど、国民誰もが確認することが可能になります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

個人番号制度の実施に向け、情報セキュリティについて、日本年金機構の個人情報漏えい事案を受け、緊急かつ重点的に対策を行うよう国から通知がありました。

その通知におきましては、個人情報を扱う基幹系システム及び業務用ネットワークシステムをインターネットと接続されたネットワークと分離し、また業務に利用する端末を両ネットワークの共用端末としないように求められております。

本市におきましては、合併時から、基幹系システムに接続されるパソコンについては、基本的にインターネット回線と分離するシステムとなっており、各課にはインターネット専用端末を配置するなどの対策を行っております。

今後におきましても、なお一層のセキュリティ対策を講じ、基幹系システムを初めとする既存システム環境などのチェックを行うとともに、個人情報を含む市が保有する情報の管理については、さらに厳重な管理体制で臨んでいきたいと考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

今回の個人番号制度の導入により、個人番号を含む個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法よりも厳格な保護措置が設けられております。

個人情報の管理については、既に情報漏えい等の対策を実行している事業所も多いことから、事業所への対策としましては、個人番号の取得、利用、提供、保管、廃棄などについての注意や個人番号の安全管理を喚起し、税務署等の官公庁との連携を図りながら情報収集を行うとともに事業所への情報提供を行い、制度の円滑な運用開始に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○15番（東馬場 弘君） 順を追って質問してまいりたいと思いますが、自主防災組織の組織率が、私の調べたところによりますと79.6%ということですが、実際に活動している自主防災組織、ただ、先ほどありました自治会単位ですので、ただ組織がありますよと、活動しているか、そういった実態が見えてこないんですけども、実際に活動している自治会組織、幾つありますか。

○危機管理監（堀之内 勝君） お答えいたします。

実際に自治会等で訓練等を実施している件数は、平成26年度8件ございます。

以上でございます。

○15番（東馬場 弘君） なぜ、活動できないのでしょうか、その点を追求されたことはございますか。

○危機管理監（堀之内 勝君） お答えいたします。

現在、始良市には161の自主防災組織が結成されておりますが、そのうちわずかが現在自治会等での活動を実施しております。

今後にあつては、そのような自主防災組織の育成促進、そちらのほうに力を注いでいきたいと考えております。

○15番（東馬場 弘君） 市の防災計画、分厚い資料があるんですけども、その中から引っ張ってきたんですけども、その中に自主防災組織の整備計画の作成というところもあるんですね。その中には、市は自主防災組織の整備計画を定め、消防本部等と連携をとりながら、その組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成・強化に関して必要な助言及び指導を行うということですけど、今まではそれはなされていなかったということですか、どうでしょうか。

○危機管理監（堀之内 勝君） お答えいたします。

各自治会においては、その都度、自主防災組織を結成するときは、危機管理課のほうへ相談がございましたが、こちらから未結成の自治会等については何も今のところ対策は行っておりません。

以上でございます。

○15番（東馬場 弘君） ということは、あまり啓発的にはしていなかったということの認識でいいわけですね。

大規模な災害発生時に、公助だけでは対応することは限界があるわけですけども、我が町は我が手で守ると、自分たちで守るということをもっと、これが一番重要ではないかというふうに思うんですけども、自主防災組織の有無が災害時の地域の防災に力が大きく影響すると言われることなんですけども、こういった災害は、自助、共助、公助の役割などをテーマとした市民向けの防災研究会、こういうのを実施してはどうでしょうか。そういった防災研修会とかいうのをしてはどうでしょうか。

○危機管理監（堀之内 勝君） お答えいたします。

市長答弁でも申し上げておりますが、今後、自主防災組織につきましては、校区コミュニティ協議会単位での再編を考えております。その中で、今後、コミュニティ協議会とも協議し、講演会等も実施したいと考えております。

○15番（東馬場 弘君） 校区コミュニティ、せっかく今年度立ち上がったんですけども、あまり大き過ぎるんじゃないでしょうかね。今までは自治会単位で161しかできなかったんですけども、これをこんな大きなコミュニティですとなれば、校区単位ですとなれば、あまり大き過ぎるんじゃないかと思えますけども、大き過ぎると、小さな声というのはなかなか拾い上げられないということが考えられますけども、昔、加治木地区で言えば地区公民館単位があったんですけども、始良、蒲生地区とかはわかりませんが、加治木地区で言えば地区公民館単位というのがありましたけども、たしか13地区あったと思えますけども、そういった単位をもう一回再結成というんですか、まだ残っていると思うんですけども、そういったところを活用と言ったらおかしいですけど、そういったところをお願いしてはどうでしょうか。

○危機管理監（堀之内 勝君） 地区公民館単位での件については、今後、検討してまいります。
以上でございます。

○15番（東馬場 弘君） 防災組織における資機材、今後の活動のニーズに合った資機材の導入・支援を検討してまいりますという前向きな答弁であるんですけども、負担金の極力ないように、これはお願いしたいというふうに思うんですけども、災害情報の伝達体制などの啓発、これについてはどうでしょうか。

○危機管理監（堀之内 勝君） お答えいたします。

災害情報の伝達に関しましては、現在、市としましては防災行政無線、また防災地域情報メール、また各携帯事業者からのエリアメール、またMBCのデータ放送等で情報は提供しておりますが、今後、自主防災組織とは連絡体制を検討してまいります。

以上でございます。

○15番（東馬場 弘君） 今、説明があったのは答弁にもあるんですけども、これは今までそれで配信をしているということなんですけども、防災ラジオ、答弁では前向きな答えなんですけども、防災ラジオというのは限られた人たちへの配付ということを私も考えているんですけど、そういった方向になると思うんですけども、これはそういったことから取り組んでいただきたいと。

先月、台風15号が来ましたが、目に見えない被害が、目に見えないと言っても大きな被害なんだろうけども、停電等あったんですけども、これからも9月ですから、9月1日が二百十日、その次が二百二十日とかありますけども、これから台風被害、風水害、地震等も発生するだろうから、なるべく早い時期にそういった防災ラジオの特定の人たちへの配付というのを検討はできないんでしょうか。

○危機管理監（堀之内 勝君） お答えいたします。

防災ラジオの配付につきましてでございますが、市長答弁にも申し上げておりますとおり、本市におきましては、平成28年度末にコミュニティ放送局を整備する予定でございます。

以上でございます。

○15番（東馬場 弘君） それとは別に考えていただきたいというふうに思います。

次の質問、要旨3番目ですけども、資機材の関係ですけども、先ほど8の自主防災組織があると、何とか活動しているという答弁だったんですけども、8の組織の中でこういった資機材が整っているのか、整えているのであれば、こういった資機材が整っているのか、お答えいただきたいとします。

○危機管理監（堀之内 勝君） お答えいたします。

今、訓練実施しております8自治会、そちらのほうでどのような資機材が整備されているかについては、現在のところ把握しておりません。

○15番（東馬場 弘君） それは多分こっちのほうから聞けば、あれが欲しい、これが欲しいという要望は多分あると思いますので、多分それなんかも資機材がこれが欲しいというのがあれば、ぜひそれは取りそろえてあげてほしいというふうに思いますけども、ぜひそれを配慮していただきたいと思います。

中には、公民館などには発電機、夜間照明灯、コードリールとか、機械をつければガソリンの携行缶等の配備というふうなのがあると思いますので、要望がありましたら、その要望に応じていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○危機管理監（堀之内 勝君） お答えいたします。

自主防災組織の活動支援については、今後、検討してまいります。

○15番（東馬場 弘君） 次に、防災マップについてお聞きしますが、市の防災マップは各戸に配付してありまして、答弁では改正災害対策基本法によりまして、避難行動要支援者の名簿作成が義務づけられたと、こういうことも踏まえて、新しいマップを今度つくるということでございますけども、私が言っているのは地域の人たちがつくる防災マップということを行っているんですけども、市のは全体ですけども、地域の防災マップ、これについて自分たちで足で歩いて、行政ではなかなかわからない危険箇所とか、例えば家族構成とかいうのがあると思います。

だから、そういったマップをつくるときに、どうしても費用がかかるんじゃないかというふうに思いますので、その支援はできないかということを質問しているんですけども、どうでしょうか。

○危機管理監（堀之内 勝君） お答えいたします。

現在、堅野自治会におきまして、地域の防災マップを作成途中であり、予算が必要であれば、今後、検討していきたいと考えております。

○15番（東馬場 弘君） そういったものをどんどん発信していただきたいと思いますが、できるのであれば市の防災マップにも、地域の防災マップの作成には市のほうも協力しますよというふうなことも載せていただければ、自分たちの防災マップをつくってみようかというのがあると思います。これこそ自治会単位のマップをつくっていただくように、市のほうも自治会にお願いしてみてもどうでしょうか。

次に、項目2です。ボランティアにいきます。

平成25年度に改正された始良防災計画に載っているので質問するんですけども、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう連携体制の整備に努めるとあるが、進捗状況はどうなんでしょうか。

○危機管理監（堀之内 勝君） お答えいたします。

災害時においては、災害ボランティアの活動は、ボランティアセンターの開設、またボランティアの受け付け、被災者へのボランティアの派遣、炊き出し等多岐にわたります。現在、この活動は市社会福祉協議会の協力体制のもと、総合防災訓練で実災害を見据えた連携体制を図っております。

今年度の市総合防災訓練におきましても、始良伊佐地区社会福祉協議会連絡協議会の参加のもと、ボランティアセンターの開設、避難所での支援及び女性消防団員との炊き出し訓練、赤十字奉仕団と

の連携により、災害時ボランティアの活動体制は徐々に整ってきております。
今後も、災害時におけるボランティア活動の普及啓発を図ってまいります。
以上でございます。

○15番（東馬場 弘君） 市の社会福祉協議会には複数のボランティア団体が登録されているとありますけども、これは数が多いんですか。数が少ないのであれば、発表してもらいたいですけども。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

現在、始良市の社会福祉協議会にボランティアの登録団体は、平成27年3月末の現在ですが、159団体、3,534人の登録があるところでございます。

ただ、これは防災ボランティアとしての登録ではなくて、各種、いろいろサロンとか、そのあたりを含めた団体の登録数でございます。

以上でございます。

○15番（東馬場 弘君） 結構多いですね。

今、福祉部長が答えられましたから、危機管理監の答弁でもあったんですけど、始良市社会福祉協議会がことし2月20日、災害ボランティアの講座を何か開いているようですけども、これは何名参加されて、わかっていけば講座内容はどんなのだったか、それとボランティアの登録までいったのか、そういった段階までいったのか、そういったのはあったのかですね。

社会福祉協議会が開催されたんですけど、福祉部長、ご存じだったら教えてもらいたいですけども。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えします。

2月の部分はちょっと把握しておりませんが、26年度6回、ボランティア講座というのを社会福祉協議会のほうで開催されているようでございます。すいません、人数等については把握しておりません。

以上でございます。

○15番（東馬場 弘君） わかりました。

ボランティアについてはいいんです。私の聞きたいのは次のことですので、次にいきます。

3問目の消防水利にいきます。

ここの狭隘な須崎地区ですけども、答弁では、このような狭隘な道路の周辺における火災への対応としまして、軽トラック型の小型ポンプ積載車を活用した効果的な消火活動に努めるところでありますとありますが、小型自動車、軽トラックは何台ありますか。

○消防長（岩爪 隆君） 管内に3台、各署所に1台ずつあります。

以上でございます。

○15番（東馬場 弘君） 須崎地区も今270世帯、自治会に登録されている方は270ぐらいだと思います。

ますけども、結構広いんですけども道は狭いということで、先ほど質問でもしたんですけども、1人の方が亡くなられてと、いわゆる消火に手間取ったということもありましたけども、地元の人に聞けば、もうちょっと早く消火ができれば、ひよっとしたら助かったんじゃないかということを知ることですけども、これは以前から道路が狭隘で何とかしなくちゃいけない、何とかしなくちゃいけないということも地元の方もあったんですけども、そのためにはまず消火栓設置の要望が結構多いんですよ。

それで、総務委員会でも消火栓の設置場所を確認させてもらいましたけども、なかなかまだ十分ではないというふうに考えますが、その点はどうでしょうか。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

議員仰せのとおり、狭隘な場所、管内には多数ございます。答弁書にもございますように、こういった狭隘な道路等が多数ありますので、その対応としましては、こういった軽自動車タイプの消防車、そしてまた消防用の資機材、こういった資機材の活用、そしてまた隊員の訓練、こういったことで対応していこうというふうに考えております。

○15番（東馬場 弘君） ちなみに聞きますが、2月28日の火災、消防自動車は何台出動しましたか。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

出動車両につきましては、常備消防車両としましては9台出動しております。そして、非常備、消防団の車両につきましては2台出動しております。

以上でございます。

○15番（東馬場 弘君） 11台ですよ。でも、先ほどの答弁では、車は入れないわけですから、軽トラックでしか入れないということで、だから手間取ったということで、この9台、2台ほどの辺に消防車をとめて、あとはホースをつなげていったと思うので、途中でポンプをつけたと思いますけども、そのようなやり方でやったという認識でよろしいんですか。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

議員仰せのとおり、狭隘な場所での火災であったために、車両が火点まで近づけない、そういった状況でありましたので、常備消防は直近の消火栓に部署いたしました。そして、非常備消防、消防団車両につきましては、火点北側の消火栓、こちらのほうに部署をしまして、火点までホースを展張し、消火活動に当たったというふうに報告を受けております。

以上であります。

○15番（東馬場 弘君） それを改善するために、軽トラックのこれでよろしいんですか。また、こういった狭隘な地域、加治木には須崎地区やら木田の地名、中福良地区とか新辻地区なんかは狭いんですけども、始良地区にも蒲生地区にも多分あると思いますけれども、こういったのをひとつの教訓として改善していかなくちゃいけないです。

改善の方法というのはどんな方策をとりますかといったときに、軽トラックのホースをつないで、それでいいんでしょうか。それでは、やっぱり消火栓とか防火水槽とかいうのは整備していかなくち

やいけないと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

まずは、消火栓、水槽、こういったものの設置が消火活動には一番早いかというふうを考えておりますが、狭隘な場所に全ての箇所に消火栓、防火水槽の設置は現実的には無理だというふうに考えておりますので、先ほど言いました車両、資機材、あとは隊員の訓練等による対応、こういったもので賄っていこうと考えております。

以上です。

○15番（東馬場 弘君） ということは、須崎地区は消火栓は十分であるという捉え方でよろしいんですか。私は一回地図を見せてもらったんですけども、なかなかまだ未整備ではないかというところがあるんですけども、その点はどうでしょうか。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

須崎地区のこの地域でございますが、火災のあった場所につきましては、消火栓を含む消防水利の設置基準というのがございます。設置基準というのが、基準では120mの中に水利が最低1つは必要だというようなことになっておりますので、その基準から申し上げますと、基準は満たしているというようなことであります。

一概に基準だけでは言えないんですが、こういった狭隘な場所等につきましては、住民の要望、あと隊員間同士でまた検討いたしまして、優先的に必要なところには消火栓設置、防火水槽の設置をと考えております。

以上です。

○15番（東馬場 弘君） 今の答弁では、火事のあったところは消火栓から120m以内の基準内にあったからいいんだということですけども、私が言うのは全体を考えてくださいということですよ。

まだ、120mを超えているところはないところも住宅があつて、基準に当てはまっているのに消火栓がないということもあるんですけども、これは先ほど答弁でもありましたけど、上水道管の口径が50mmしかないものだから、本管からの入っている管がですね、ですから布設替えをする必要があるということですから、これは布設替えすればいいんじゃないかと思えますけども、替えたばっかしだったらなかなか布設替えできないと思えますけども、ここ地区のこれは水道部に聞きますけども、水道管の年数、もうそろそろ布設替えできじゃないかということはないのか、その点を答弁願います。

○水道事業部長（有村正美君） お答えいたします。

ここの須崎地区は、二、三年前に改良したところとか、ここ二、三十年の間に改良が結構進んでおりますけれども、250m程度が昭和47年とか49年とか、40年を超えている路線が2か所あります。それは火事の現場の道路のもう一つ北側の東西に延びる道路近辺でございます。

以上です。

○15番（東馬場 弘君） 水道事業部では、そういうような答弁です。

管の基準に75mm以上であれば多分消火栓は設置できるという基準になっていると思いますけども、一辺が180mあれば150mmの管が要ると、75mmであれば120mでもいいということ、基準はじゃないかと思うんですけども、であれば、かえれば布設できませんか、どうでしょうか。

○水道事業部長（有村正美君） お答えいたします。

消火栓の設置につきましては、水道事業部がしなさいという水道法で決まっておりますので、あとは消防本部と協議いたしますけれども、それに相当する費用は水道事業部のほうにお金をいただくということになっております。

今、老朽管が2路線あると申しましたけども、そこは50mmのV Pパイプでございます。布設替えをして消火栓をつけるとなりますと、今、須崎地区に消火栓がついている150mmの本管がありますが、そこから100mm、あるいは75mmを通して消火栓をつけると。

先ほど言われました管網が180mということですが、須崎地区の火事周辺をはかりましたら、管網は140m程度ということでございますので、75mm以上であれば設置可能ではないかなと考えております。

以上です。

○15番（東馬場 弘君） 水道事業部のほうでちょっと詳しく答弁してもらいましたけど、消防では検討してみる余地があると思いますけど、どうでしょうか。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

関係部署、水道事業部ですが、協議をしながら、そしてまた場所につきましては、隊員等の意見も聞きながら、消火活動に一番適した場所、そういったところを検討しながら、設置に向けて検討したいと思います。

○15番（東馬場 弘君） 死亡事故があつて、これ以上、死亡事故をふやさないためにも、準備は怠ってはいけないと思いますので、そういった方向で努力していただきたいと思います。

もちろん、地元の方の先ほど答弁がありました要望が大事でしょうけども、地元の方の意見も聞いていただいて、対処していただきたいと思いますが、市長、今このやりとりを聞いて、どう思われましたか。

○市長（笹山義弘君） 今回の箇所につきましては、布設替えをする必要があるということですので、連携をとって、それに当たるように指示したいと思います。

○15番（東馬場 弘君） 次に、消防水利の中の防火水槽なんですけども、237基あるという答弁ですけども、今、須崎地区が出ましたが、須崎地区にたしか1個あったと思うんですけども、これは答弁によりますと、全部使用可能とありますけども、ここの須崎地区も使用可能であるという答えでよろしいですか。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

議員仰せのとおり、須崎地区の水槽につきましても、利用は可能でございます。

○15番（東馬場 弘君） 防火水槽は設置されて、これも先ほどの水道管じゃないですけども、結構年数のたったのも結構あると思いますけども、耐震、地震があつて、壊れやすいというような水槽もあると思いますけども、その点は十分チェックされていると思うんでしょうけども、この237が全部で一緒に使うわけじゃないですけども、火事があつた場合に最低限40m³の基準を満たしているというふうには捉えているんですけども、それでよろしいか。耐震とかいうことで、調査とかいうのはされていましてでしょうか。

また、常々、水が40m³の基準に合っているかどうか、そういった調査というのはされているんでしょうか。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

管内には数多くの防火水槽がございますが、この水槽につきましては大分古い水槽、こういったのもございます。そしてまた、容量、これにつきましても容量を満たさない、こういった水槽も現在のところはございます。

消防本部としましては、こういった水槽の調査を行つてはおりますので、古い水槽の改修、そしてまた移設替え、こういったのも検討しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○15番（東馬場 弘君） 私もちよつと調べてみましたら、防火水槽1基つくるのに大体600万、700万、1,000万近くかかるみたいですので、先ほどは実施計画に沿つてということでありましたので、そのようにしていただきたいと思つたんですけども、消火栓、まだ数が多いと思つたんですけども、これは今、始良市に何基ありますでしょうか。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

消火栓につきまして、以前から調査をしておりますが、正確な数字、約1,300ほどございますが、正確な数字が今調査中でありまして、完全に数字が出ていないところが現状でございます。

以上でございます。

○15番（東馬場 弘君） 消火栓の数というのは、各地区の消防団の方をお願いして調べれば、大体数が把握できるというふうに思つたので、消火栓もちゃんとした数字を把握していただきたいというふうに思つた。

次に、マイナンバーです。

これは私も所管ですし、今度、予算も三千何百万かちよつと出ていますので、詳しく聞いていいのかわかりませんが、私もそう詳しくもなかなか聞けないのかなというふうに反対に思つているんですけども、二、三、ちよつとお伺ひして、あとは委員会の中でまた聞きたいと思つた。

また、ほかにもまだ同僚議員がマイナンバーのことについて質問を出しておりますので、二、三、聞きたいと思つたんですけども、地方公共団体情報システム機構というのがありますけども、これはどのような仕事をして、どのような団体なのかということをお伺ひしときます。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） お答えいたします。

いわゆる地方公共団体につきましては、運営形態につきましては県と市町村が共同で運営をするという組織でございますが、内容としましては、個人番号、それから住基ネットシステムに関する事務を共同で運営をしているという組織でございます、平成26年の4月1日に設立をされたということでございます。

○15番（東馬場 弘君） 自治体の仕事をここにお願いするという捉え方でいいと思いますけども、この新聞記事なんですけども、基幹系と情報系のシステム、別々にするというで分離することなんですけども、これに対して結構お金がかかるということなんですけども、今回の3,000万の中にこれが含まれているのかどうかですね。

というのは、番号を管理する基幹系システムとインターネットにつなぐ情報系システムの分離の有無、情報漏れの対策を講じているか、対策が制度開始に間に合うかなどを聞いたと、総務省は各自治体に。これを急ぐ意味から、結構お金がかかるということなんですけども、いろんな例えば全世帯に通知カードを郵送したり、来年1月からの希望者に写真入りの個人番号カードを交付したりする作業のこういった煩雑な仕事があるものだから、お金が相当かかるということなので新聞には書いてあるんですけども、その点の業務は大丈夫なんでしょうか。

そして、膨大な費用がかかるということなんですけども、これは今度の補正予算に入っているのか、その点をちょっと。

○総務部次長兼行政改革推進課長（竹下 宏君） お答えいたします。

議員ご質問の基幹系システム、それから業務用ネットワークシステム、それからインターネットに接続されたネットワークの関係でございますが、市長の答弁にもございましたとおり、本市は合併時におきまして、基幹系システムに接続されているパソコンは基本的にインターネット回線から分離をされているということございまして、基本的にはインターネットと基幹系を切り離す作業はございませんが、一部修正をしなければならぬ箇所はあるようでございます。

今回、補正で上げております3,300万の予算には、この経費は含まれてはおりません。

以上です。

○15番（東馬場 弘君） まだあるんですけども、あとは委員会で聞きたいと思います。あまりすると、またせっかくの総務委員会にいて、詳しくはいいと思いますので、これで私の質問を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、東馬場弘議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。10分程度とします。

（午前10時58分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時01分開議）

○議長（湯之原一郎君） 執行部より、吉村議員の質問に対する発言の訂正がありましたので、これを

許可します。

○企画部次長兼商工観光課長（平田 満君） 先ほどの吉村議員のご質問の中で、商工業振興資金利子補給事業の補助金の予算額を120万と申し上げましたが、500万でございましたので、訂正いたします。

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。

次に、3番、新福愛子議員の発言を許します。

○3番（新福愛子君） 登 壇

皆様、こんにちは。午前中、最後の質問者となります。議席番号3番、公明党の新福愛子でございます。

私は、通告いたしました3つの項目について質問いたします。

はじめに、項目1、高齢者が安心して暮らすためのきめ細やかな環境整備について。

2012年に国が発表した認知症の有病率は高齢者の約15%、65歳以上の4人に1人が認知症もしくは認知症予備軍と言われています。身近な家族や周囲に認知症は存在し、高齢者だけでなく、全ての世代に関係する社会の問題です。

9月は「世界アルツハイマー月間」となっており、始良市総合計画の主要施策にも上げられている認知症高齢者を地域で支えるための地域づくりの推進を急ぐ必要があります。

そこで、要旨1、地域ごとに取り組まれている徘徊模擬訓練の状況と課題を問います。

要旨2、認知症ケアパスの状況と課題を問います。

要旨3、宮城県岩沼市では、地域包括支援センター連絡会が徘徊高齢者捜索行動マニュアルを作成し、家族、行政及び関係機関が連携し一体となって対応し、早急な発見により命の危機を回避する体制を整えています。本市でも取り組む考えはないかを伺います。

要旨4、本年春、国立長寿医療センターが開発した認知症予防に、体を動かしながら脳を鍛える認知症予防エクササイズ、「コグニサイズ」が評判になっています。発表された市民歌や市民音頭に合わせて気軽にできる、認知症予防を取り入れた市民健康体操をつくる考えはないかを問います。

最後に、要旨5、認知症の人の介護は、外見では介護していることがわかりにくいと、誤解や偏見を持たれて困っているという市民からの要望を受け、静岡県が全国初で作成した介護マークが広まっています。本市でも取り組む考えはないかを問います。

次に、項目2、戦後70年の取り組みについて。

本年第1回定例会で質問した非核・平和都市宣言について、進捗状況を問います。

最後に、項目3、防災行政無線の充実に向けて。

埼玉県狭山市では、本年4月から、放送内容を聞き漏らしたり聞きづらかったりしたとき、防災行政無線の放送内容を専用のフリーダイヤルで聞けるサービスを開始されました。苦情もなくなり、市民の皆様が大変喜ばれているそうです。本市でも取り組む考えはないかを問います。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

新福議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の高齢者が安心して暮らすためのきめ細やかな環境整備についての1点目のご質問にお答えいたします。

認知症高齢者徘徊模擬訓練は、地域住民が認知症高齢者やその家族に対する理解を深め、地域で見守り支えていく視点を学び、またみずから体験することで、地域で支援していく仕組みや世代を超えた顔の見える関係づくりを形成し、地域で支えるネットワーク構築を目指すことを目的としております。

本市におきましては、平成23年度から取り組んでおり、本年7月までに16回開催し、延べ993の方が参加しております。直近では、7月4日に重富小校区で実施し、小学生を含め34人の参加があり、また4月26日に松原なぎさ校区コミュニティ協議会が主催し実施された訓練には、150人を超える参加がありました。

これまでの参加状況を見ますと、20歳代から50歳代までの参加者が少なく、この年齢層をいかに取り込むか、また多世代が参加する訓練となることから、子どもから大人まで誰にでもわかりやすい内容の工夫などが主な課題と捉えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

認知症ケアパスにつきましては、認知症の人とその家族を地域で支えるため、認知症の理解や社会資源、介護サービス事業を紹介した生活応援ガイドブックとして作成し、本年5月15日の市報で案内したところであります。

このガイドブックは、介護保険サービス事業所、民生委員、在宅福祉アドバイザー、医療機関等への配布や、認知症徘徊模擬訓練などでの説明資料として活用しております。

また、市ホームページにも掲載しておりますが、広く市民に浸透するように、9月の「世界アルツハイマー月間」に合わせて、改めて市報により普及啓発を図ってまいります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

徘徊高齢者捜索行動マニュアルは、宮城県岩沼市を初め、三重県名張市などで認知症の早期発見に役立ててもらうために作成されたものであり、行方不明高齢者発生時から発見までの流れ、各関係機関の役割などをマニュアル化したものとなっております。

本市におきましては、ほぼ同様の内容を生活応援ガイドブックにおいて、助け合い協力シートとして紹介しております。

当該シートは、本人の特徴、外出しそうな場所、緊急連絡先などを記載でき、裏面には写真を添付することができる様式となっております。また、家族の同意を得た上で、あらかじめ警察署、民生委員、その他家族の方が希望される機関などに情報提供し、行方不明になったときの早期対応に備えているところであります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

認知症予防エクササイズ「コグニサイズ」は、国立長寿医療研究センターが開発した高齢者のための運動であり、簡単な計算やしりとりなどを運動と一緒に行うことで、認知症を予防する方法の1つとして実践されております。

本市におきましては、これまで認知症予防教室を開催する際に、軽体操やストレッチを取り入れておりますので、このコグニサイズの導入については今後検討してまいります。

なお、市民歌に合わせた体操の創作については、現在、地域リハビリテーション広域支援センターの作業療法士等と検討を進めているところであります。

5 点目のご質問についてお答えいたします。

介護マークは、介護する方が介護中であることを周囲に理解していただくために、静岡県において考案され、平成23年4月から普及に取り組みられているものであります。

この介護マークは、外出先でのトイレ利用時の付き添いや、男性が女性用の衣類を購入する際に介護マークを持参することで、外出先や買い物先の店員など周囲にいる人たちが声をかけやすく、家族介護者が誤解や偏見を持たれないために有効であると考えますので、広域的な取り組みを含め検討してまいります。

次に、2 問目の戦後70年の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

本市における戦後70年の取り組みにつきましては、本年第1回定例会のご質問の中で、平和の尊さ、不戦の誓いを市民の皆様と共有し、認識を深めるという意味を込めて、懸垂幕の作製を計画している旨、お答えいたしました。

また、神村議員のご質問にもお答えしましたとおり、この懸垂幕は、錦江校区コミュニティ協議会主催で開催されました第10回「8.11空襲の日・平和の集い」の開催日に合わせ、先月11日に各庁舎に掲揚いたしました。

悲惨な体験を後世に語り継ごうと、実際に戦争を体験された方々から子どもたちまで、長年にわたり地域一体となって取り組まれている姿に敬意を表し、平和に対する思いを市民全体で共有しようとするものであります。

また、市における非核・平和都市宣言につきましては、戦後70年の節目である本年を起点として、市民のさまざまな思いやご意見、考え方を募りながら、十分な期間をかけて取り組んでいくことといたしました。

ご案内のとおり、市議会におかれましては、平成22年9月30日に非核・平和都市宣言に関する決議がなされました。市としての宣言を検討する中で、この決議がまさに市民全体で平和への思いを共有するものであり、その宣言文は、始良市の平和を愛する方向性として何の揺るぎもなく、尊重されるものであります。

この決議をもって、既に本市は非核・平和都市宣言自治体として全世界に認知され、その姿勢は十分に内外に示されていると、改めて認識しているところであります。

本年度は、懸垂幕の掲揚のほか、平和に対する市長メッセージや、子どもたちによる平和のメッセージなどに取り組みながら、今後も市民の皆様とともに恒久平和を願い、次世代に語り継ぐ活動をしていきたいと考えております。

次に、3 問目の防災行政無線の充実にむけてについてのご質問にお答えいたします。

防災行政無線の放送内容を専用のフリーダイヤルで聞けるサービスにつきましては、加治木地区においてはデジタル方式であることから、有料の防災行政無線テレガイドで聞くことが可能であります。

なお、始良地区、蒲生地区の防災行政無線はアナログ方式であることから、放送内容を再度聞き直すことはできません。

緊急放送や行政放送は極めて重要な情報内容であることから、迅速かつ確実に情報伝達ができるよう、防災行政無線のあり方について検討してまいります。

また、放送内容をフリーダイヤルで聞けるサービスにつきましては、今後、研究してまいります。

以上で答弁を終わります。

○3番（新福愛子君） それでは、再質問を行ってまいります。

まず、要旨1、徘徊模擬訓練について。

はじめに、4月26日に松原なぎさ校区コミュニティ協議会で実施された「あなたがつなぐ地域の輪かたってみろかい してみろかい」、徘徊模擬訓練の様子をご紹介します。

答弁にもありましたけれども、これは松原なぎさ校区コミュニティ協議会の活動の一環として、朝9時から受け付け、そして注意事項、開会式、そして訓練があり、また戻っていらして意見交換、認知症サポーターの説明、劇などをごらんになり、そしてお昼には手づくりのカレーを皆様に食され、そしてお昼には解散という3時間の活動であったようでございます。

ちょっと画像をお願いいたします。

まず、これが受け付け風景ですね。楽しそうに、皆様、集っておられます。開会式で、きょうはこの方が行方不明になられました、捜してくださいと、このように通達され、皆様、自然と、日ごろ住みなれた地域ですので、三々五々、それぞれグループ分けされて歩いていかれたようです。そして、ついに発見。

これは、松原なぎさ校区というのは非常に区画整理がしておりますので、視界もよくて、とても訓練には最高の地域なんだとは思っています。

戻ってまいりました。今度は劇を見ます。迫真の演技だったというふうに聞いております。そして、最後は警察署長が始良警察署からの講話、認知症の相談を早目にしましょう、このようなお話があったようでございます。

ありがとうございます。

平成23年9月議会で、徘徊SOSネットワーク模擬訓練の実施を提案させていただきました。福岡県大牟田市に視察に行った模様なども報告しながら、提案をさせていただきました。答弁としては、まずは先進地視察研修をすとの答弁をいただきましたが、何とその年度内に実現をされました。大変うれしく思いました。

そしてまた、私も同僚議員とともに訓練に参加いたし、本当にこのように訓練を日々していると、実際の現場になったときには大変に役に立つなということを実感いたしました。

市長は参加されたことがありますか。

○市長（笹山義弘君） 参加はしておりません。

○3番（新福愛子君） ぜひ、参加されることを要望しておきたいと思っております。

参加者の感想にはどのようなものがあつたか、担当課はおわかりになりますでしょうか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

徘徊模擬訓練の中で、参加者の方からのお声ということでございますが、模擬訓練を実施することで、住民意識を高めるのに非常に効果的であった、また地区民のまとまりができたという意見などがございました。

以上でございます。

○3番（新福愛子君） 訓練に参加された方とか、あとオレンジリングのサポーターもありますけれど

も、それでもしっかり学ぶことができますが、まずは認知症の方にはゆっくりと近づいて、相手の視野に入ってから話しかけることが肝心だそうです。それから、近づき過ぎず、しかし視線をしっかりと合わせ、ゆっくりと穏やかな口調で、急に後ろから声をかけたり、大声でどなるような声はかけてはいけないということです。

「こんにちは、お暑いですね。私はすぐその〇〇ですが、どこからいらっしゃいましたか。何かお困りですか。大丈夫ですか」、こんなふうに優しく声をかけることが大事だというふうに学びました。

23年の認知症サポーター養成講座の受講生が1,340人で、鹿児島県下6番目だったという答弁を議事録で確認いたしました。そしてまた、さまざまな機会を通し、サポーター数県内一を目指すという市長の決意も述べられておりました。

これまでの受講者は何名で、県内一にどれくらい近づいたか、おわかりになりますでしょうか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

認知症サポーターの養成講座につきましては、何か特別なことを行っていただくものではなく、認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってもらう、その中で自分のできる範囲で活動していただくということで、養成講座を開催しております。

合併以降、平成22年度からことしの8月の末までで合計98回開催しております、累計で4,623人の方が受講して、サポーターとなっていております。

申しわけありません。県内での位置というのは、ちょっと把握しておりません。

以上でございます。

○3番（新福愛子君） まさに、地域住民が主体者となり、顔が見える関係での構築に貢献できるこの訓練は、コミュニティ協議会の活動としては、今後、各地で取り組んでいっていただきたい、単なる認知症の訓練だけではなく、本当に地域力が増す活動になっていくかというふうに感じております。

例えば、DVDにまとめて、協議会の会長さんたちの研修などで、こういう取り組みを地域でされたらどうでしょうというような、さきの自主防災組織などもありましたけれども、そういったものをDVDにまとめて、口頭で説明するよりもやはり画像でご案内したり、DVDにまとめて周知を図ったりする、こういうのも有効な手だてだと思いますが、いかがでしょうか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

徘徊模擬訓練につきましては、まずどうしても地域の方々が取っつきにくいというか、最初でされるとやり方がわからないということなどもございまして、2回、3回ぐらいまでは我々地域包括支援センターのほう为主体となって、立ち上げのところでやっているという形でしております。

その後、自主的に校区コミュニティ協議会、または自治会のほうで取り組んでいただくという方法をとっております。

今、議員ご質問ありましたDVD、そのあたりにつきましても、今後、我々のほうで立ち上げをするときに、活用に十分力になると思いますので、取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（新福愛子君） 要旨2、認知症ケアパスに入ります。

現在、始良市内、認知症有病者、認定を受けておられる方、何名ぐらいいらっしゃるものでしょうか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

平成27年8月1日現在の要介護認定者の中で、認定調査時に認知症を有していると判断された方につきましては、65歳以上の高齢者が2万1,709人、その中で要介護者が3,755人、先ほど申し上げました認定調査時の判定基準の2Aというのがございます。これが日常生活に支障を来すような症状等が見受けられる状態の方、この状態像以上の方が2,505人となっておりまして、65歳以上の高齢者の11.5%、要介護認定者の中では66.7%と高い割合を占めております。

以上でございます。

○3番（新福愛子君） 65歳以上になると、約10人に1人以上の割合で認知症が有病者ということになる、高い比率に、認知症というのは本当に人ごとではないなど。私も実は母が数年前から認知症が進んでおりまして、今回、質問することちょっと自分自身もどうかとは思ったんですけども、これはきっちり始良市が住みよいまちになるために取り組まなければいけない、そんな思いで質問に立たせていただいております。

3月20日に発行されました本市の認知症ケアパス、これ本当に私もうかつだったんですけども、全議員に配付されておりました。市制5周年記念ということで、立派なガイドブックができておりまして、中身を見ますと、非常にわかりやすくシンプルにまとめてあります。こんな分厚い書物ではなく、非常に心のあるガイドブックだなというのが感想として持っております。

このガイドブックというのは、かかわるいろいろなお立場の方々、また事業所等に配付されているということですが、この中に助け合い協力シートというのがありますね。徘徊の可能性のあるご家庭の方が、事前にこれを提出しておく。もしものときには、早期発見につなげていただくための助け合い協力シート、これは情報提供者、そして対象者、こんな人です、身長このぐらい、こんな特徴があります、写真も貼るようになっていきますね。

非常にこれはいいことなんですが、実は私はこのことは説明を受けなかったですね。月1回ずつ会議もしておりますけれども、助け合い協力シートというのはちょっといただいた覚えが私自身はないのです。

なので、これは本当に認知症の方に確かに届いて、ご家庭で用意されて、事が起こる前に役立てていただくという意味で大事だと思うんですけども、これは全員に届いておりますでしょうか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

この生活応援ガイドブックにつきましては、2,000冊印刷して、これまでに1,300冊配付しております。主な配付先といたしましては、民生委員及び福祉アドバイザーの方に約450冊、それから病院・医院等38か所、歯科医院36か所、薬局41か所、それから居宅介護支援事業所にも21か所、小規模多機能居宅介護事業所にも8か所という形で配付しておりますが、今おっしゃったような形で、活用のほうがちょっと弱いようございますので、今後、そのあたりについても活用していただくような形で広報して、周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（新福愛子君） 行方不明を早期に発見するための助け合い協力シートですけれども、今のところ、市のほうに包括支援センターですか、何件提出がありますでしょうか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

これは、平成26年7月から協力シートの活用を始めまして、本年8月末現在で24人の方が登録をされております。

以上でございます。

○3番（新福愛子君） 市の防災地域情報発信メールで、時折、行方不明者の搜索協力のメールが入ります。本当に見つかったというメールが入ってきたときにはほっとするわけなんですけれども、これまでの件数、またその中で行方不明の搜索の件数、それとその背景に認知症があると思われるような件数、どのぐらいあるものでしょうか。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

実際、警察のほうから依頼があり、行方不明搜索を実施した件数と、そして認知症と思われる方の人数であります。平成25年中24件、そのうち3名の方です。平成26年中が16件、うち7名、そして平成27年9月の初めまでで6件、そのうちの3名の方が認知症と思われる方です。

以上でございます。

○3番（新福愛子君） 27年度に入ってから搜索が6名、そのうち認知症が背景と思われる方が3名ということでしたが、多分、私の母もこの3名の中の1人だったと思っております。

2月の本当に寒い時期、早朝に新聞がポストに入った音に気づき、母は新聞をとりに行ったようでございます。新聞を手にしたのはいいんですが、そのまま方向がわからなくなり、家に戻らずに、そのまま真っ暗い地域をずっと歩いたらしく、そして加治木の記念病院、須崎に住んでおります。加治木の記念病院というのがあるんですが、そこの病院の明かりを頼りに入っていったそうなんです。

病院の職員の方が入院患者ではないということで気づかれまして、そして母に尋ねて、名前を言えたからよかったんですけれども、父の名前も言えたようです。即110番、そしてパトカーに乗って母が家に帰ったんですが、それもまだまだ真っ暗い時間で、家の鍵は当然あいております。警察官からトントンと父はたたかれて、目をあけたらそこに警察官がいたということで、本当に心臓がとまるほどびっくりしたと言っていました。

本当に寒い時期でもあり、実はうちの裏手は別府川でございます。母がちょっと方向を間違えていたなら、ひょっとしたら川のほうに歩いていったかなと、本当にぞっとする思いですが、徘徊というのは認知症にとっては非常にここまで来たかと、父とも話し合いました。いろいろ手だてをしてみましたんですけれども、おかげさまで体が元気なものですから歩きます。

今後、認知症も家族でできる自助努力もしながら、地域の方々にも本当にカミングアウトをたくさんさせていただいております。最初は、私のことも気遣って、ご近所の方々もあまりおっしゃらなかったんですが、私が実は話をしたときに、実はこの間もこんなことがあった、こんなこともあった

ということで、非常に何かいっぱい物を配りまくったり、使い古した傘をうれしそうに持っていったりとか、冷蔵庫をあければ食器がきれいに並んでおります。さまざまなそんなことも地域の方々にもお話ししながら、気軽に声をかけていただく自助努力も自分自身も進めております。

発見後、病院に搬送されるケースもあるかと思えます。今、女性消防団もやっておりますが、ほのぼのの査察等で救急医療キットの設置も推進も行っております。検索願を出すときに、申し出るときに、始救キット、こういったものも届けていただければ、発見時、そのまま即ロスタイムもなく、病院のほうに搬送できるというように、救急キットはその方の医療情報が入っておりますし、認知症になりますと自分のことも全くわからなくなりますので、こういった始良市が持っているサービスも、あわせて認知症の対応の対策に役立てるべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

現在、生活応援ガイドブックにつきましては、長寿・障害福祉課の本庁舎、支所あわせて、福祉の関係の窓口で配付をしております。同じく、窓口でキットのほうも申し込みというか、問い合わせがあった場合は配付できるようにしております。

今、議員おっしゃったように、消防関係、そちらのほうにも逆に応援ガイドブックのほうをお渡しして、一緒に配付ができるような形をとっていきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（新福愛子君） 行政というのは、とかく縦割りにになってしまうというのがよく聞かれる話ですけども、今のような福祉部長からこのようなご答弁がありましたけれども、消防のほうは対応はいかがでしょうか。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

消防としましても、関係部署と連携をとりながら、前向きに検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○3番（新福愛子君） 要旨3の件につきましては、生活応援ガイドブック、こちらのほうでしっかりと了解させていただきました。27ページに、居場所がわからなくなったとき、どんな手順で検索を進めてくださいということが非常に事細かに書いてございます。了解いたしました。

それでは、要旨4、コグニサイズに入りたいと思います。

これは、この春に発表になったそうで、コグニション（認知）、そしてエクササイズという造語ということです。テレビ等でもいろいろ盛んに放映されていて、ご存じの方も多いのかなと思いますけれども、例えばこんなことです。

本当は画像で見ていただくのもいいかと思ったんですが、いろんな著作権の問題等があるということで、口頭ですけども、例えば5人、こちらいらっしゃると思います。丸くなって、踏み台がそれぞれ目の前に置いてあって、上りおりをするんだそうです。

そして、まず仮屋部長のほうから、しりとりをしていきます。リンゴ、次の川原部長は、リンゴ、ゴリラ、脇田部長は、リンゴ、ゴリラ、何とか、要するに自分より2つ前の方から言うんだそうです。

隣の方じゃなくて、自分のだけ言うんじゃないで、自分の隣の隣、2つ前の方の言った言葉を言って自分が言うと、そういうふうにしていくんだそうです。

私も効果の背景というのがよくわからないんですけども、例えばゆうべ何を食べましたかと言われると何とか思い出しますが、おとといと言われると頭が真っ白になったりするので、多分その前というところに何か海馬に刺激があるのかなと思ったりもしております。

あとは、コグニサイズだけではなくて、両手別々にグー、チョキ、パーをするとか、グー、パー、グー、パーとか、それからあと右手で三角で左手で四角とか、こんなことも皆様今までいろんなゲームでされたこともられるかと思えますけれども、やはりそういった別々の行動、そしてまた口で何かを数えたり言ったりという、これが認知症予防に非常に効果があるんだそうです。

提案させていただいた市民歌や音頭に乘せて、こういった健康長寿のまちづくり、始良市になればなど、そんな思いで提案をさせていただきました。

市民歌、始良音頭、前回の議会でも申し上げましたが、本当に素晴らしい歌ができました。始良音頭などは絶品だと思います。そしてまた、始良の市民歌も格調高い、格調高いのにこうというのはちょっとあれかもしれませんけれども、何かしら答弁でも広域支援センターの作業療法士等と検討を進めているという答弁でありましたので、完成を楽しみに待ちたいと思います。

歌があるところ、音楽があるところには、明るい希望が生まれます。市民としての一体感も醸成されていくと思います。市長、いかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） そのように活用いただければ、市としても大変ありがたいことでございます。

○3番（新福愛子君） それでは、介護マークにいきます。

介護マーク、画像をお願いいたします。

これが介護マークです。介護中ですよということですね。首から下げて、職員の皆様が下げておられるようなこんな感じで、特に——ありがとうございます。女性の場合はまだいいんですけども、異性の親を介護する場合、男性が母親をというのは非常に困難な、このマークが要望された背景に、それが大きなものがあつたようですが、いざ入院とかなつたときに、洋服を買いに行ったり、下着を買いに行ったりするときに非常に大変。

また、出かけ先でお手洗い等に連れていくときに、女性が男性のトイレに間違つて入るのはあまり問題になりませんが、その逆だとやはり大変な部分がありますね。なので、こういったものをしっかりと、私は今介護中だと、そのように自己表示をしながらやっていく、そういったものでございます。

これは、静岡県が独自に開発いたしまして、国のほうに提案をされたようです。それを受けまして、厚労省が各都道府県の主管課に連絡文、通達を出してしまつて、それを受けて各都道府県が自分の主管の市町村に通達を流し、ぜひこれを利用してください、ダウンロードも簡単にできるようになっているんですね。

ということなんです、我が鹿児島県におきましては、県庁のほうにお電話したところ、23年の12月に出された通達、たしかあつたようですということでした。本当に県によってすごい温度差がありまして、さまざまこういうふうにご利用しているところもあれば、通達自体がとまってしまつているところもありまして、実はこのようにして提案をさせていただきますということでお話をさせていた

だいたんですけれども、ぜひお願いしますということでした。

ご答弁にもありますように、広域的な取り組みをやっていききたいという答弁がありました。県の来るのを待っているよりも、日ごろ困っている方々が、目の前に困っている方が始良市にもいらっしゃいます。

ぜひ、早目に介護マークを県のほうに逆に提案して行って、広域的というふうにもありましたように、例えば始良・伊佐振興局で、もっと言えば始良市の「くすみん」ちゃんなんかをちょっとこのマークに入れてとか、何か始良市独自のマークなども考えてやっていくのもいいかなというふうに思っております。

さきの議会でも、ダブルケアとか、本当にその後、一斉にダブルケアがテレビでいっぱい出てきましたね。男性が育児とか、そして介護で困っていらっしゃる現場、そしてまた担い手になる可能性はいつでもやってくるわけですので、そういったことも考えると、担当課も男女共同参画課、せっかく課になりましたので、連携をとり、県に対して要望の声を上げ、介護マーク普及のリード役を本市が担ってもよいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○**市民生活部長（仮屋隆夫君）** 男女共同参画の視点から申し上げますと、多様な生き方については尊重すべきというのが基本的な理念でございますので、今、議員がおっしゃったことにつきましても、審議会等の中で審議をしていただいて、前向きに検討していきたいというふうに思います。

○**3番（新福愛子君）** 一昨日の質問でも、空き店舗を利用した介護カフェ等の提案もありましたね。やはり本当に当事者の思い、またそれを介助する家族の思いを理解し合い、分かち合って支え合っていく、そうした温かいまちづくり、進んでいくといいなということを感じております。

市長の所感をお伺いして、次の質問入ります。

○**市長（笹山義弘君）** 老老介護の実態が多くなってまいりまして、大変だと思います。それで、お母様のように、大変お気の毒ですが、お父様は大変だろうなと思っています。

そういうことで、そういうときに、やはりトイレも身障トイレがあれば一緒に入れて、排せつのお世話もできるので問題ないんですが、ない場合が不幸でございます。送って行って、待っている間に不審者に見られるということですので、そういうことがあってはいけないと。

かねてから、大変なご苦勞をして介護をされているわけですから、そういう方々がそういう目で見られるというのは大変な不幸な世の中ということでもありますから、このことについては積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○**3番（新福愛子君）** それでは、項目2、戦後70年の節目に、第10回目となった「空襲の日・平和の集い」が始良市の支援を受けて盛大に開催されました。地元錦江校区コミュニティ協議会、そして実行委員の1人として、改めて心から感謝申し上げます。

市報「AIRAview」号7月号、ことしは70年ということで、各鹿児島県内自治体広報紙、こぞって戦後70年の特集を組まれたようでございます。大きく地元紙にも載ってございましたけれども、始良市が実はすごく頑張っているのがよくわかりました。

ページ数ではないんですが、霧島市が11ページ、枕崎市が4ページ、そしてまた指宿市が12ページ、

阿久根市6ページ、南さつま市2ページ、そんな中で我が始良市は何と16ページも使って大特集、多分これは私たちも8月11日の空襲のことで、相当この10年間、中心者がいろいろ知恵を出してくださいまして、研さんを重ねてまいりましたけれども、その集大成とも言うべき「AIRAview」号7月号となりました。

これは永久保存したい、また担当に当たられた秘書広報課の厚地さん、非常な情熱を持って、よくここまで調べ上げられたなど、本当に感謝の思い、また感動の思いでいっぱいでした。

画像を切りかえてみたいと思います。また、当日の夕方のニュースでもしっかりと放映されておりましたし、ケーブルテレビでも放映がしっかりされておりました。

そしてまた、翌日の12日には、平和教育ですね今というタイトルで、鹿児島からの、これがポスターだったんですが、ポスターもことしはつくらせていただきました。これが会場の模様です。本当立ち見まで出るぐらい950名という圧巻の参加者、そしてまた第1回のときに、戦後60年に文集をつくられた方々の代表者、生活学校の代表者、西迫雅子先生を進行役に、そしてまた、くしくもこの戦後70年の8月11日を待たれたようにして、本当残念でしたが、お亡くなりになりました川寄先生の弟さんも語り部として壇上に上がっていただきました。

そして、うれしかったのが、8月11日当日に、始良市役所、そして2つの総合支所に、恒久平和を願うまち始良市ということで、立派な懸垂幕も掲揚していただきました。あわせて、感謝の思いでいっぱいでございます。ありがとうございます。

また、平和の集いというのは、本当校区民だけではなく、まさに非核・平和都市宣言どおり、不戦と平和を尊び、平和を育むまち始良市の事実上の平和宣言の日であったのではないかなというふうに感じました。

受付初め進行役、パワーポイントの作成など、全て次代を担う中学生や高校生が担当してくれております。これは伝統になっております。その姿に感動された感想、何と450枚という驚くべき回収率でございました。多くの感動の感想が寄せられました。

教育長も、教育部局の皆様とともにご参加していただきました。中学生、高校生のお姿を見られながら、どのような感想をお持ちになりましたでしょうか。

○議長（湯之原一郎君） 質問の相手先に教育委員長は入っておりませんが、どうしても答弁が必要ですか。

○3番（新福愛子君） やはり中学生と高校生がこの取り組みにありますので、学校の校長先生たちにも大変ご協力いただいた、その関係で、短くても結構です、ご感想をいただけたらと思いますが。

○議長（湯之原一郎君） 特に許可します。

○教育長（小倉寛恒君） こういった戦後70年の節目で、ことしはさまざまな形で平和に関する集いが多かったわけでありましてけれども、一般市民を対象とするものと、小中学生、高校生を含めた子どもたちに対するものというのは少し区別して考えたほうがいいと思います。

子どもたちに対する平和に関する教育というのは、戦争のさまざまな場面、特攻隊の映像であるとか、あるいは広島、長崎の原爆の写真であるとか、これでもか、これでもかと思わせるのは平和に

関する教育ではないと思っております。

人間に与えられた力、権能というのは、極めて限られたものであると。虎やライオンのように鋭い牙や爪も持っておりませんし、また亀の甲羅のようにかたい防御するものを持っていないわけですね。あるいは、鷲や鷹のように、2 km、3 kmを見通す目も持っていないし、時速70kmで走るチーターのような足も持っていない。

人間に与えられた権利というのは、権能というのは、言葉を使って話し合っ、住みよい社会をつくるというのが、これが人間に唯一与えられた力、権能なんですね。こういうことは子どもたちには話をしていかないと、ひどい写真、醜い写真だけを見せつけることは、平和に関する教育ではないというふうに思っています。

そういう意味では、8月11日の集いの中では、最後にコミュニティ協議会の副会長、松山先生が子どもの作文を利用して、その話をされました。だから、あれは小中学生に対しても、あの集いはよかったというふうに評価できるのではないかと思っております。

○3番（新福愛子君） 都市宣言に関しましては、ゆっくりと時間をかけて、議会のほうでしっかりと議決していただいているので、実際、世界に向けて認知されているものと考えするというふうに答弁があります。

そして、市民のさまざまな思いや意見、考え方を募りながら、十分な期間をかけて取り組んでいくことといたしましたというふうに答弁はありますけれども、宣言都市になるということ、この意味を市長はどのように、非核とか関係なく、いろんな都市宣言がありますよね。男女共同参画であったり、お隣、霧島市も「道義高揚」とか、何かいろいろそれぞれの町にありますけれども、宣言都市になる意味、都市宣言をする意味をどのように市長は捉えておられますでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 1つの例えば文化都市宣言とか、いろいろ宣言はあるわけですが、私といたしましては、議会の皆様方が既に議決をさせていただいて、そしてそれを対外的には始良市はそのような形であるということがあったということから、そのことを尊重したいということで思いました。

ただ、70年の節目である、そして8.11の活動があるということを受けて、始良市としてもその思いを特別な年であるという思いを出したいということで、恒久平和を願うということのフレーズを使わせていただいたということでございまして、気持ちとして、平和の大切さを思うという気持ちにとっでは何ら変わるものではないというふうに思っているところであります。

○3番（新福愛子君） 都市宣言、宣言都市になるということは、その宣言を通して、私たちのまちはこの課題をどういうふうに取り組んでいますよと、宣言史を振り返ることで、そのまちがどのような課題に直面してきたかということが見えてくる、その変遷が見えてくるのではないかなというふうに思っております。

もっと言うと、地方自治体の意思、主張、方針を表明するのが、この都市宣言ではないかと思っております。

言うまでもなく、8月11日空襲というのは、加治木にとどまらず、始良地域でも蒲生地域でも、種子島の方々の疎開先にもなった蒲生とか、本当に今まで埋もれていたドラマも発見されました。

始良市全体で、特に記念日であるとかではなくて、常々平和を考えていく、そういったまちづくりという意味では、私は宣言は早目にしっかりと表明するべきだと思いますが、事務的なものとか、いろいろ大変なんですか。

○総務部次長兼総務課長（松元滋美君） お答えいたします。

今回、戦後70年の節目ということで、いろいろなものに取り組むということで検討を進めてまいりましたけれども、既に始良市におきましては、答弁にもございましたように、議会決議というものがございます。これは内外にも認知されておまして、市の姿勢も示しているということでございます。

ただ、また改めて市としての宣言をするということは、議員おっしゃいますように、市の総意、市の方向性、そういう姿勢を将来に、また対外的にも示す行為であろうかとは思いますが。

それを示すためにも、今現在、いろいろな市民の多様な考え方、平和に対する思い、そういうものがたくさんあることを実感いたしましたので、70年ということしを起点として、今後、語り継ぐという意味で、1つの今後の取り組みということで、じっくりと市民の総意を探っていきたいと、そういう結論で、今回の検討結果ということになりました。

以上です。

○議長（湯之原一郎君） ここで申し上げます。残り時間が8分です。12時を過ぎますが、このまま一般質問を続けます。

○3番（新福愛子君） 了解いたしました。

早いうちに宣言都市になることを願っております。

戦争の体験の風化が言われる中で、私たちは戦争の悲惨さ、残酷さを語り継ぎ、戦争体験を伝える戦争紀行を後世に引き継いでいく努力をさらに強めていくことが重要です。その中で、人々の心の中に他者の存在、他者の痛みを感じとる心を育てていくことこそが平和の根本であるということ、10回の集いから学び得たところでございます。

「空襲の日・平和の集い」は、地域のコミュニティ活動として、これからも変わることなく粛々と持続開催していきたいと、地域の方々がおっしゃっておられたこともお伝えしていきたいと思っております。

最後に入ります。最後の防災行政無線の充実に向けてでございます。

狭山市のほうに問い合わせをさせていただきましたが、その前に、加治木地区においてはデジタル方式であることから、有料の防災行政無線テレガイドで聞くことが可能でありますという答弁なんです。ちょっとこの意味がよくわからないんですが、どんなふうにして私たち市民は聞き漏らしたときなどに聞くことができるのでしょうか、テレガイドというのは。ご説明をお願いできればと思います。

○危機管理監（堀之内 勝君） お答えいたします。

防災行政無線のテレガイドサービスは、特定の電話番号がありまして、ダイヤルすることによって、こちらの危機管理課の無線室に機器が置いてありまして、放送内容を、例えば1を押すことによって聞き直す、また2を押すことによって、その前の放送を聞くと、そういうことができる装置でござい

ます。

○3番(新福愛子君) それでは、その番号というのは、今ここで公表というのはできないのでしょうか。

○議長(湯之原一郎君) 暫時休憩します。

(午後0時02分休憩)

○議長(湯之原一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後0時03分開議)

○危機管理監(堀之内 勝君) 防災行政無線のテレガイドの番号でございますが、73—7749でございます。

○3番(新福愛子君) それは、かけたほうが有料になるということですね。ちなみに、1分間にどのぐらいの料金が発生するのでしょうか。

○危機管理監(堀之内 勝君) 申しわけありません。料金については、把握できておりません。

○3番(新福愛子君) これまで、加治木もそう昔ではないんですね、設置されたのが。利用件数、電話がかかってきて確認があったのは何件ぐらいあったものでしょうか。

○危機管理監(堀之内 勝君) お答えいたします。

この設備は、平成25年度、加治木地区の防災行政無線の整備と同時に整備を行っております。8月末現在で430件、市民の方からアクセスがありました。

以上でございます。

○3番(新福愛子君) 議員でありながら、地元の加治木にいながら、73—7749、知りませんでした。こういうことがわかっていたら、男性の声が聞きやすいの、女性の声が聞きやすいの、何か聞こえなかったのと、相当一般質問でも出ておりましたけれども、これがわかっていたらもうちょっとよかったかもしれないね。

狭山市も、当初はこうやってかけたほうがお金を払う形式だったそうなんです。しかし、市全体に防災無線が行き届かない、これほどこも一緒のようですね。なので、本当太っ腹に、市のほうで料金を払う。

ただ、携帯電話で来ると、負担が大きいそうなんです。固定電話から来ると普通の料金でおさまるんだけど、それでも何と電話代、月に5,000円程度なんだそうです。

私は、これによって、狭山市民の行政に対する信頼、お金がかかる、かからない、やはり市民の立場に立つということでは、無料のほうがやはり市民は安心されたようですね。信頼もなされたようでございます。

先進地の事例などを研究され、しっかりと、特に始良とか蒲生はまだこういったテレガイドはないわけですので、こういったことも検討されてみてはいかががかなということも提案させていただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 始良市全域に的確に、そして使い勝手のいいような形で広報するということが責務でございます。そういう中で、始良地区、蒲生地区の防災行政無線のデジタル化の問題、整備、そして先ほど来言っておりますように、防災ラジオ的なFM局の設置、そしてその活用ということは、しっかり進めていかなければならないというふうに思っております。

それと同時に、フリーダイヤルのことというのは、その時点で出ることになるのかと思いますが、そのことも含めて検討してまいりたいというふうに思います。

○3番（新福愛子君） 6月議会の同僚議員の質問に、市長は何が欲しいですかということを探ねられました。覚えておられますでしょうか。市長は、まず1に健康長寿を言われました。そして、2番目にと聞かれたときに、平和を上げられました。私はひどく感動いたしました。

今、さまざまな一般質問がありますし、こうやって市が行政を進めていくわけですが、やはり平和というものがなければ全てないわけですね。平和な地域があつて、社会があつて、始良市があつてこそ、人々の生命と財産を守っていきける、そのことを考えたときに、健康長寿と平和を上げられた市長の思い、非常に感動いたしました。

これこそが幸福の必須条件ではないでしょうか。次にある近未来の目標、市制10周年を目指して、市民お一人お一人の幸福のための施策が確実に実現することを願い、質問を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、新福愛子議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。午後からの会議は1時15分から開きます。

（午後0時08分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時10分開議）

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。

次に、21番、湯元秀誠議員の発言を許します。

○21番（湯元秀誠君） 登壇

今回もまた、午前中の新福議員、私の後の渡邊議員、女性の議員に囲まれまして、甚だ苦言を申すときもあるかもしれませんが、ご了解いただきながら進めさせていただきます。

台風15号の傷跡は、いまだ私もまだ引きずっております、その中で今回の台風接近、また台風の被害に関しまして、直後においては行政と、また住民の方々との連携も気まずいところもあったようでございますが、それ以後、適切なる処置をしていただく行政の努力もありまして、住民の方々が平常な暮らしが今また戻りつつあります。まことに、いろんな多面にわたり、行政側の働きに対しまして感謝申し上げたいと思います。

国道10号線早期4車線化の促進を質問事項に掲げました。

国道10号線の鹿児島市から始良市区間の4車線化の整備が始まってから40年近くが経過しておりますが、今日まで全線の完成に至っておりません。錦江湾沿いに70万、80万人が暮らすまちを結ぶかなめの道路にいたしましては、全国を見渡してもこのようなお粗末な国道はないように見えます。

鹿児島市内に入る三船からの渋滞は恒久的状況、慢性化しているという表現でふさわしいかと思いますが、8・6災害以後もこの区間の拡張は1mも改良工事がなされておられません。

始良市民の暮らしと国道10号線は切り離しては語れないことでありますゆえに、国道は国の管轄であることは承知の上で、この質問をいたしてまいります。

要旨1、新聞等で、改良工事に関しては磯付近のルート決定が大きな問題として指摘されております。この4車線化の整備促進の期成同盟会、期成会の存在があれば、組織の関連自治体を示していただきたいと思っております。

また、ルート決定など、どのような協議や国への働きかけが行われているか、お伺いいたします。

要旨2点目、国会議員、県議会議員の誰もが、国道10号線の整備に熱く力を注いでいる方はいないように残念ながら見えます。ここに至っては、他力依存では実現にはほど遠いと感じます。

桜島の大噴火の懸念されることや、豪雨による8・6災害規模などの避難を想定し、防災の取り組みの面からも鹿児島市などと連携し、国への働きかけを強くすべきであります。そのような協議をなされたことがあるか、伺います。

要旨3、始良市は鹿児島市の発展とともに今日まで人口もふえ、発展ができたことは、脇道のない国道10号の役割は大きかったと言っても過言ではありません。今後も、始良市民の暮らしや経済には、国道10号は大きな動脈であります。

しかし、渋滞は多くの方々の労働時間のロスを生じさせ、大きくは鹿児島県の経済の損失にもつながっております。渋滞から発生する損失の算出データはあるか、お示し願いたいと思っております。

また、有事の際の国道の閉鎖は始良市に大きな混乱を発生させ、経済損失もありますが、どのようにこのことについて捉えておられるか、お伺いいたします。

要旨4、鹿児島市主催の鹿児島マラソン2016が、来年の3月6日に、我が始良市を折り返しとするフルマラソンが開催される予定であります。申し込み開始後のわずかの期間で1万人を超える申し込みがあり、熊本マラソンと同等の経済効果が期待できると言われております。始良市もぜひあやかりたいものでございますが、この大会は全面通行止めでの開催となるのか。

また、鹿児島市側からの協力要請など、どのような内容で進められているのか、お伺いいたします。

また、国道10号は2車線区間もあり、平坦には見えますが、起伏の激しいコースと見れます。リタイヤされる方々の搬送など、細部の協議はなされているのか、お伺いいたします。

要旨5、マラソン開催で、道路整備の条件はあるのか。

マラソン開催のテーマに、「明治維新のおもてなし」とあります。明治の日本の変革に大きく関与した鹿児島でございます。ぜひ、このマラソン大会を機会に、国道10号の4車線未整備区間の解消促進も視野に入れて盛り上げていただきたいが、提言はできないか、お伺いいたします。

質問事項の2、高速道路沿線の環境整備でございます。

イオンタウン建設が急ピッチで進められております。今後、スマートインターチェンジの整備、物産館建設の計画があり、高速道路沿線は大きく模様が変わっていくと考えられます。

要旨1、このような整備が、市民の暮らしやすさへの貢献度をどの程度向上させるとお考えか、お

伺いいたします。

要旨2、高速道路は、始良市民の暮らしに大きく貢献し、不可欠なものでございます。しかし、街の発展と周辺の模様が変わっていく中、高速道路は街を分断し、市の発展の妨げや市民の往来のネックとなりつつあります。この問題解決はどのように進められるのか、お伺いいたします。

要旨3、夏場になりますと、高速道路のり面の雑草や竹の繁茂した現況は、あまりにもひどいと感じております。街の景観が大きく損なわれていると感じますが、市長はこの状況をどう見ておられますか。

要旨4、隣接する住宅の方々からの苦情はないのか、どのような対応をしているか。NEXCO西日本に、このような状況改善を申請するなどしているのか、お伺いをいたします。

質問事項の3点、宇都トンネルは大型車の通行規制をという質問でございます。

宇都トンネルは、鹿児島市との合議により、トンネル増設の実施計画が進められ、早期の実現が待たれております。

ここで要旨1、近年、このトンネルは大型車両の往来が増加し、大型車の進入で普通車は後退を余儀なく強いられます。特に、女性ドライバーや年配の方々に、苦痛を与えているようでございます。ひどい例では、大型車のドライバーから罵声を浴びせられたりするケースもあり、大変危険度が増しているように見えます。このような状況を市は把握しておられるでしょうか。

要旨2、大型車両の通行規制、通行止めを望む住民の声があります。警察署、交通関係機関に問題提起を行い、トンネル増設の完成までの期間の規制はできないか、お伺いいたします。

要旨3、通行止めが難しいことであれば、信号機の設置で片側通行の方法も選択肢と考えられますが、検討はできないか、お伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

湯元議員のご質問にお答えいたします。

1問目の国道10号早期4車線化の促進をについての1点目から3点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

国道10号の4車線化整備につきましては、市民の生命を守り、安全な生活基盤交通の確保や物流、経済観光の発展など、本市において重要な整備事業であり、一日も早い完成を望んでいるところであります。

鹿児島市大崎地区におきましては、今年度中の供用開始を目指し、工事が進められており、当該地区が完成しますと、本市白浜地区の事業着手が予定されているとのことであります。

白浜地区整備につきましては、測量設計が実施されたところでありますが、さらに海岸部の地質調査が行われ、工事实施に向けての事業推進がなされているところであります。

国道10号の渋滞による経済損失は、平成24年度の九州地方整備局による算出では、走行時間短縮便益が162億円となっており、渋滞や通行止めの発生は、本市におきましても、利用者、経済にとって大きなマイナス面であり、特に救急搬送時においては市民の生命にかかる重大な問題であると捉えております。

鹿児島北バイパス整備の推進につきましては、本市にとりましても重要な事業であり、本年4月に、鹿児島市、霧島市と整備推進の要望についての協議を行っております。

期成会につきましては、鹿児島市において以前から設置されていることから、その趣旨を尊重する

ことといたしました。

また、要望活動につきましては、上京した際など、機会あるごとに本県選出の国会議員や国土交通大臣等に対し、繰り返し行っております。

また、鹿児島市、霧島市とも連携して行っており、ことし発生した2回の通行止めや鹿児島マラソンの要素も含め、九州国道協会や関連する協議会、国の関係部署に対し、連携して要望することとしております。

4点目のご質問についてお答えいたします。

鹿児島マラソンには、最終的にフルマラソンに1万5,402人の申し込みがあり、今後、抽せんにより1万人に制限されます。

コースは、鹿児島市のドルフィンポートを午前8時30分にスタートし、鴨池陸上競技場、荒田八幡など市街地をめぐり、宝山ホール前を経由して国道10号に入り、重富中学校正門手前付近を折り返し、鹿児島市役所前をゴールとする、制限時間が7時間の大会であります。

ランナーの安全確保のため、国道10号の鳥越トンネルと重富郵便局の間は、午前8時40分から午後3時ごろまで全面通行止めとなり、その他の区間は片側交互通行になるとのこととあります。

大会運営につきましては、本年2月と3月に開催された鹿児島マラソン検討委員会に本市職員もオブザーバーとして出席し、また4月に開催された第1回実行委員会には実行委員の1人として出席しております。

これまでの会議では、大会までのスケジュールや競技運営計画などの概要説明を受けたところであり、細部の協議については、今後、大会事務局のほうで、始良警察署や消防本部等と連携を図りながら進めていくとのこととあります。

また、大会運営に当たりましては、約3,500人のボランティアスタッフを募集されており、そのスタッフ説明会が来年1月から2月にかけて計画されていることから、年内には大会運営マニュアルが策定されるとのこととあります。

5点目のご質問についてお答えいたします。

マラソン開催には道路整備の条件はありませんが、今回のコースについては、日本陸上競技連盟に対して公認申請をされているとのこととあります。

国道10号の4車線未整備区間の解消促進につきましては、今大会の運営と直接関係がなく、現時点で実行委員会に提言することは難しいと考えておりますが、今後においては、大会の状況を見ながら進めていきたいと考えております。

次に、2問目の高速道路沿線の環境整備についての1点目のご質問にお答えいたします。

桜島スマートインターチェンジ、物産館の建設につきましては、市民や利用者のサービス向上を目的とした施設であります。

しかしながら、市街地に建設されることに伴い、アクセス道路の渋滞や交通事故の発生などが懸念されます。

市といたしましては、県公安委員会や関係機関との協議、道路案内標識の設置など、市民生活に支障を来さない措置を講ずるとともに、今後の路網整備が重要であると考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

九州縦貫自動車道は、本市街地を東西に通行する路線であることから、南北を分断する要素になっており、既存のボックスカルバートが通行に支障を来している路線も存在しております。

このことについては、技術的に可能な措置を考慮し、今後、事業化へ向けての検討が必要であると考えております。

3点目と4点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

九州縦貫自動車道ののり面管理については、西日本高速道路株式会社が繁茂状態を確認し、雑草除去等の措置を行っているところであり、西日本高速道路株式会社によりますと、点検時において、沿線の市民の方から要請を受けることがあり、その都度、対応を行っているとのこととあります。

直接、市民の方から市への要望、苦情は受けておりませんが、景観や通行の安全などの観点から、要望を行いたいと考えております。

次に、3問目の宇都トンネルは大型車の通行規制を、についての1点目から3点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

宇都トンネルは、昭和51年度に開設され、全幅5.6m、車道幅員4.5m、延長240.7mの構造となっております。

車両の通行に関しましては、大型車はもちろん、普通車との離合においても注意を必要とする区間であり、また漏水や照明も暗いため、通行に支障を来していることは認識しております。

このような状況にあることから、利用される方からの要望は以前からお聞きしており、新規トンネルの開設に向けて、鹿児島市と連携し、測量設計を終了したところであり、現在、用地補償調査業務を行っているところとあります。

大型車の交通規制につきましては、トンネル周辺に大型車を利用する事業所があり、近隣に代替道路がないことから、片側交互通行などを含めて県公安委員会と協議を行いましたが、現在のところ難しい状況にあるとのこととあります。

以上で答弁を終わります。

○21番（湯元秀誠君） 後ろにいますと、なかなか声が拾いづらいというか、年のせいかもしれませんが、向こうのほうに質問するときに、執行部側に質問するときに、なかなか議会のほうは聞き取りにくいところがありますので、マイクをちょっと傾けてもいいでしょうか。

期成同盟会が、期成会が鹿児島市に以前からあるという答弁の内容でございますが、国道10号線の整備促進についてでございますけれども、これはデータを今回は建設部長にもお願いしておいたので、九州地方整備局というところの資料に基づいて進めさせていただきますが、この中で10号線の関連といたしまして、別府、大分、日出、この区間の件についても引用してまいりますので、入り乱れて話が進むかもしれませんが、聞き分けていただきたいと思います。

この地域の協力体制というところで、鹿児島県開発促進協議会、これは鹿児島県の県議会議長が会長ということで、鹿児島県知事も入っているようですが、国道10号整備促進議員連盟という形で、鹿児島県議会議員が関与している、これが1つの大きな母体かなと思っておりますが、これは承知されておりますか。

○建設部長（岩穴口弘行君） 鹿児島県開発促進協議会というのは、構成するメンバーからしますと、鹿児島県全体の要望を含めて、国道10号の整備促進というのを要望しているというふうな団体でございます。

以上でございます。

○21番（湯元秀誠君） 開発促進協議会、議員連盟の中で、地元選出の酒匂卓郎議員が幹事長をしておられるんですよね。ご存じですか。

また、私も同議員からいろんな10号線に対する熱い思い、いろんな考え方、ほとんど聞いたことがないんですが、今、私が問題提起しているのは、誰が進めて、誰がつくられて、熱い思いを持ってこれに取り組むかということが、今回の1つの大きな提示でございます。

そういう思いを考えますと、期成会が始良市はどうかかわっていくのかなど、かかわれるのかなど思ったときに、まず県議の選出の議員が幹事長をしている。しかし、始良市がそういう立場の方がおられるから盛り上がっているかという、盛り上がっていない。このことについて、笹山市長はどうお思いでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 期成会はいろいろとあるわけございまして、それに基づいていろいろと要望するわけですが、そのところについては、原課で要望書等を出すときにはしっかり対応しているところでございますが、別のチャンネルでも始良市としてもいろいろな要望活動は機会あるごとにしているということでございます。

○21番（湯元秀誠君） 機会あるごとにとということですね。

私のいとこがきょうは来ております。彼も、バイパスで、自分の宅地が全て家を含めて立ち退きをさせられた身の者で、そういう状況下にあったことでありますが、始良市の方々は鹿児島市から霧島、国分にも至る4車線化を1つの案として持ち出されて、先祖やら自分で取得した大切な土地を譲渡されているわけ、手放していらっしゃるわけです。

しかし、それが鹿児島市からそういう説明を受けたときの状況をして、もう40年以上たっている中で、完成に至っていない。約束はどうなるんですかね、そういうことは。

そういうことを思えば、始良市民の方々もたくさんの犠牲を強いられて、旧始良町の方も含めて、将来に託する思いで、そういう土地を譲っておられるわけですよ。そういう思いがあって積み上がった中で、国道10号線の整備というのは私は論じていくべきじゃないかなと思うわけですね。

始良市は、今、4車線化が重富から加治木ジャンクションまで続いておりますが、これで我が町はいいやということなのか、いろんなことを考えますと、期成会を何らかの形で、中心にはなくても、側面から私は声を上げて、のぼりを上げて訴えていく時期に来ている、もう遅しじゃないかなと思うぐらい考えます。

そういうことで思いを考えますと、市長、どうでしょうかね。やれることじゃないかと思うんですが。

○市長（笹山義弘君） このことについては、鹿児島市とも事あるごとに協議をしております。

それで、議員もご指摘のように、随分の年月がたっております。そういうことで、私が任をいただいてから、改めて森市長にも、2市間だけでも期成会をというような話もしました。

しかし、鹿児島市としては、鹿児島市長を中心にいろんな期成会がある中で、このことは歴史を重ねておることから、改めて期成会ということにはならないということでありましたが、そのことで今後とも協力はしていくということではありますが、実は6月11日に、鹿児島市の北バイパスと白

浜の4車線化ということについて、財務副大臣に面会いただきまして要望させていただき、その後、国土交通大臣に対しまして同類の要望書を提出しているところであります。

そのように、着実に要望活動は連携をとりながらしているということをご承知おきいただきたいと思っております。

○21番（湯元秀誠君） 今、市長のほうも努力されているというようなことで述べられました。これは、私もそういうことで理解したいと思います。

鹿児島北バイパスの整備については、いろんな形で今議論されていると思うんですが、何ら表面化されてきていないことも事実なんですね。今言われるように、鹿児島市の区間であるということで、何ら始良市からすればアクションが起こせないような言葉もその中の含みにあるようでございます。

そういうことを思いますと、関連自治体80万、鹿児島市、始良市、霧島市、湧水町、伊佐、この国道10号線に関連される方々の自治体とすれば、そういうことだろうと思いますが、先ほど答弁の中で、私は損失データということで表現いたしておりましたけれども、便益ということで162億円の便益があると。これは、白浜地区が改良されることによって、これだけ効果が上がるというようなことだろうと思うわけですね。

確かに、今言われた162億円もそうですが、走行時間短縮便益というのがこれに当たるわけですね。それで、走行経費減少便益、これは燃料やらさまざまな経費がかかることだと思うんですが、それが22億円、交通事故減少便益というのが3.7億円、189億円、白浜の改良だけでこれだけの損失を結局改良されると、損失が改良されるというような、改善されるというようなことに置きかえてもいいんじゃないかと、それは正しいですかね。

○建設部長（岩穴口弘行君） そのような捉え方でよろしいかと思っております。

○21番（湯元秀誠君） 副市長に若干質問をお尋ねしたいと思います。鹿児島県がこういうことにかかわっている期成会もございまして。私も始良市側からいつも国道10号線を鹿児島市に向けて見ているわけですが、副市長は現役時代、県の職員の時代は始良市から通われたこともあるでしょうし、また鹿児島市から始良市を見られた、10号線に対する思い、所感でよろしいですので、そういう思いはいかがなものを持っていらっしゃるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○副市長（大橋近義君） 以前、鹿児島市まで車で通勤していたときもございましたし、また国道10号を利用しておられますときに、交通事故等で何回か通行止めという事態に遭遇したこともありました。延々と待っていたり、あるいはターンして高速道路を使う、あるいは吉田線を使ったりしたときもございましたけれども、そっちを使いますと、またそこで高速道路の出入り口、あるいは吉田線は途中で何か所か渋滞も発生するんですね。

国道10号というのは、鹿児島県の大動脈であります。議員おっしゃるように、早い機会の4車線化を、これは始良市民だけでなく、県民みんなの願いであろうかと思いますが、ちょっと余談になりますが、私は以前、奄美に住んでおりました、北の端に空港近くに住んでおりました。国道58号というのがずっと通っておりまして、南の端、瀬戸内町古仁屋というところまで奄美の本島を走っておりますが、古仁屋まで行きますのに12か所のトンネルを通ります。

国は、県土の国土の均衡ある発展と言われるならば、せめて重富から鹿児島市内までのトンネル1本ぐらいやられていいんじゃないかろうかという、思いと言われましたので、そういう答弁をさせていただきました。

○21番（湯元秀誠君） 先ほど、副市長に質問するかもしれませんがということを予言しておきましたけども、ありがとうございます。

ここにいらっしゃる職員も議員も、みんなそういう思いを持っていると思います。私は、高校のときは日置のほうの高校に出ていましたから、今みたいに横ばいじゃなかったものですから、体は軽いときは駅伝部におりまして、鹿児島市内から蒲生まで2回ほど走ったことがあります。非常に磯街道は起伏が激しくて、結構難しい走りをしなくてはならないというきついコースでございます。

そういうことを考えますと、10号線に対する思いというのはみんなそれぞれあると思うんです。これをどう表面化して、どう整備を促進するための力に変えていくかとその思いをですね、非常にそういう思いを集結、集めるという1つの手だてがそれぞれのまちの自治体の首長であったり、行政の仕事じゃないかなと思うから、この質問をぶつけているわけでございます。

そういうことで、10号線に対する思いというのはそれぞれあると思うんですが、私もこの間、先般、鹿児島市議会の先輩議員とちょっと話をいたしましたら、ほとんど鹿児島市議会ではあまり10号線に対するいろんなものは具体的には何も議論はなされないというような話でございました。

せめて、我々にできることとすれば、始良市議会で鹿児島市議会のほうに議員間交流でも持ち込んで、議長を通じて、議会運営委員会で一応それを提案していただいて、1つの議長手だてで鹿児島市議会との交流ができないかと。これは、もちろん10号線整備促進を視野に入れてのことも含めてでございますが、今は、そのようなことも考える次第でございます。

大分県の別府、市長も副市長も、ここにいらっしゃるほとんどの方が、中学校の修学旅行で行かれたと思います。もちろん地獄めぐりから、別府湾の途中にあります高崎山の猿、見たくもない猿ではございますが、今は、あの当時は非常に高崎山に行って猿が餌づけされているのを見て感動したものでございますが、私は修学旅行を経て4年後、1回前も議会で話をしたと思いますが、国東のほうに1年間行きました。

非常に別府湾は錦江湾と似通っております。私がいたのは国東であります。別府との間に杵築と日出という町があるわけですが、そして別府、そして高崎山の猿の下を通過して大分に通ずるという中で、昔は、昭和45年ごろには路面電車がまだ湾を通過しておりました。それが廃止と同時に4車線化が進んだわけですが、今は6車線になっているんですよ。

なぜ、この違いが出るのか。全く錦江湾と似ているんですね、状況的にも。海と山に狭まったところの中に、JRも走っています。そして、向こうのほうは路面電車が走っていたわけですが、そしてなおかつ、別府でもない、大分でもない、国東のほうに飛行場があるわけですよ。ここも今は錦江湾と全く一緒です。飛行場も溝辺にございます。

あその場合は、まだ大分市やら杵築市やら国東やら入れましても、66万ぐらいの人口規模です。しかし、新日鉄ですか、大分に大きな製鉄所ですか、あれもありますし、大企業もあることは承知の中で話をするわけですが、今、私が言う、これも85万人ぐらいの中では、人口規模にとっても利用者が少ない道路だから云々という話はないんです。

私がなぜこういうことを言うかといいますと、国道10号線、別大拡幅という資料が三十何ページに

あるんですが、これは合併のことから周辺の人口規模のことから積み上げたものができているわけですね。そして、6車線化の必要性をここできちっとうたっているわけですよ。

これはもちろん整備局が出している書類かと思うんですが、いろんな要素を絡めながら、もちろんこの中で出てきますけども、必要性を合併も含めて、広域的な位置づけやらいろいろあります。広域的な交流人口の問題、走行性の向上とか、交通混雑の緩和とか、いろんなのが一つ一つ拾い上げられて分析された中で、必要性を問われておりますが、こういうことは国道10号線においてあるんですかね。

○建設部長（岩穴口弘行君） 国道10号の整備についての事業評価というのは、九州地方整備局が行っておりますので、考え方としては同じ考え方で評価はされているというふうに思っております。

○21番（湯元秀誠君） もちろん九州地方整備局がやったから、6車線化まで進んだということではないと思うんですが、それは大分県の本来の取り組む、そういう1つのパワーといいますか、それが1つ大きなことに、こういうものを前に進めさせたものがあると思うんですね。それが大分県の平松知事が訴えておりました一村一品運動。

それから、私が何で鹿児島マラソンをひっかけたかというのは、別府毎日マラソンなんですよ。全国に発信しているマラソン大会なんですよ、あれ。見られますでしょう、みんな。2時間以上、テレビにくぎづけに全国の人をするんですよ。あの道路をいや応なくでも。すると、道路にかかわる人たちは、これは見ごっせんないかんとなるわけですよ。

私は、今の答弁の中で5番目のところですが、つきましては本大会の運営と直接関係がなく、整備促進がですね、現時点で実行委員会に提言することは難しいと考えております。鹿児島市は、なぜ磯街道をマラソンコースに選んでいるんでしょうかね。それを誰かご存じであったら、答えていただきたい。

○企画部次長兼商工観光課長（平田 満君） 鹿児島市のマラソンの検討委員会、そういった中でコースが決まった経過をお話ししますと、昨年の26年の7月ぐらいからコースの検討はなされてきたということで、今回は大会のコンセプトが「明治維新の街のおもてなし」という中で、「感じよう風を。感じよう温もりを。感じよう恵みを」というような中で、具体的にはどこをとすることはわかりませんが、当初3案あった中で、最も鹿児島を親しく見ていただく、そのコースが今のコースであったということで、決められたという経過を伺っております。

○21番（湯元秀誠君） その程度のことなら、マラソンをせんでも、ほかの方法はいっぱいありますよね。桜島マラソンもありますかね、今は鹿児島市になっていますね。桜島マラソンもありますかね。

私は、やはりこういうのが1つの整備促進も捉えた中での10号線をコースに選んだ1つの一因にもあると、私自身はそう思うんですが、いかがなものでしょうか。ですから、こういう回答は私は不愉快というか、あまりうれしくありませんね。今大会の運営と直接関係がないと、10号線がですね。

大分県の平松知事やら、ああいう方々は違うんですよ、考え方が、やることが。だから、4車線が早くなって、6車線が来ているわけですよ。

市長、もし今回、実行委員にオブザーバーと呼ばれて、職員が行っていると、マラソン大会もそう

ということですが、例えばこれを半年間、中心的な運営に職員派遣をさせてくれと、勉強させてくれと、そういうことはできないでしょうかね。

○市長（笹山義弘君） 初めての企画でありますので、今、鹿児島市としても骨格をしっかりつくるべく作業は進められておられると思いますが、始良市とのかかわりということでしたら、復路の折り返しが始良市内にあるということですので、その点での協力要請は来ているところで、そこは今後とも進めていく必要があると思いますが、一方では、議員がおっしゃるように、道路事情がそういうこともあるということから、私としても県民全体に影響のあるイベントですので、そのことについてはしっかり取り組んでいただきたいということは言っているところであります。

ただ、そういう今ご指摘のような必要性があるかどうかということについては、相手方があることですから、そういうご意見もあったということはつなげたいというふうに思います。

○21番（湯元秀誠君） 先ほどちょっと言いましたけど、大分県の一村一品運動の平松知事が提案したのがかれこれ40年近くになっているんですね、36年ぐらいですか。別府のまちの国道沿いに大きな物産館をつくったのが30年ぐらい前ですよ。だから、先が違う、考え方が違う。そういう国を動かす考え方とか発想とか、そういうものが違うと思うんですね。

一番やってはいけないことだと思うんですが、始良市がやっていなければいいんですが、鹿児島市がおはら祭とか、いろんなイベントがありますね。便乗して、我がまちの宣伝を天文館でチラシを配るんです。それは相乗的にはいいとは思いますが、我がまちの例えば主催のイベントによそのまちの人が来て、よそのまちのイベントのチラシやら配られたらどうですか。

自分のところの職員をかり出して、日曜日みんなをかり出して、交通整理をさせながらいろんなイベントをやる中で、よそのまちの人が自分たちのまちのことを人が集まる場所に来てPRする。相乗的な効果が狙ってはでしょうけれども、やはりそういうことをしちや失礼なことなんですね。

そこの主催者側のことを重んじて尊重していけば、協力しましょう、力をかして、また微力ながらも何か力になることはないですかというぐらいやれば、どうぞ、ここも利用してください、この機会におたくも何らかの形でかかわってくださいというふうになると思うんです。そういう発想です、私が言っているのは、市長。

敢えて、向こうが求めるとか求めないとかじゃなくて、じゃ求めなくても自分のところのチラシをおはら祭なんかでやっていませんか。

○市長（笹山義弘君） 私は、全く逆の考えでございます。協力する、例えば九州巨木物語というのがございますが、熊本市と、それから武雄市、この3市間でいろいろと交流する中で、熊本城マラソンというのがありますが、その中でいろいろブースもつくっていただき、始良市の宣伝をさせていただく。そしてまた、熊本の人たちも、始良市の例えば食のグルメなどのイベントをしましたが、ああいうときもこちらに参加して広告をする。

また、鹿児島おはら祭、これなどにも始良市としての初めての参加をしておるわけですが、このことによって始良市の一体感ということも一方ではつくられますし、そのパワーを渋谷おはら祭にぶつけまして、このことによって関東のふるさと会のまた一体感がさらに進んで、いろいろとしておりますので、そういう意味で、その中でしっかりとおはら祭の中で、また渋谷おはらの中でも始良市のい

ろいろなことを宣伝いただいているということですから、私は経費に換算しますと、はかり知れない効果があるというふうに思っておりますので、そういうことで今後とも進めていくことがいいのではないかと考えております。

○21番（湯元秀誠君） それは、市長の言われるとおりですよ。同じ共有するものがあったり、また参加型のイベントになると、そういうことはもちろん逆に参加してくれという促しもあるわけで、それとはまた別の話、私が言うのは。

そういう思いであれば、やはり共存していく、10号線を含めて、ベルト地帯を同じ環境、1つの暮らしのベースとして改善していくという、そういう1つの狙いを方向を持つのがいい姿じゃないかということ、こういうことを言っているわけでございます。それはそれでいいでしょう。

10号線の整備促進については、確かにいろんな形で考えられますが、また市や始良市民も含めて、皆さんもだと思うんですが、私は今足踏み状態でとまっているように見えるんですよ。動いているようなお話もありますけども、私はとまっているというふうに感じます。

ですから、これをどうにかして促進を動かしたいと、促進していきたいという思いをすれば、行政側も議会側も、そして選出の県議やら国会議員も含めて総力で、これは誰に任すんじゃないくて、それぞれの立場で私は声を大きくしていく必要があると思ひまして、この提案をしたところでございます。

質問の2番目でございます。

高速道路沿線の環境整備でございますが、NEXCO西日本の回答では、要請があれば、一応そういうことの対応はしているということですが、確かに道路沿線を走ってみますと、例えば木田のかじのき保育園ですか、あそこの南側の斜面はきれいに払って、草は生えていますが、非常に景観的にきれいですね。それから、加治木の温泉記念病院の前、あそこもきれいなんです。あとはやぶですよ。そして、道路の沿線で管理道路がないところはひどいものです。

それと、あと一つ、バイパスができましたよね。高速道路があります。そして、加治木バイパスができました。高速道路の北側のほうの側道を走っていきますと、加治木温泉病院のちょっと手前のボックスが通っている、1車線しかないんですが、乗用車がやっと通れるところですね。あそことバイパスの間がやぶになっていますけども、あれでいいのかなと思うぐらいの場所と見るんですよ。

中学校も近いし、ちょっと人を連れ込んだらわからんようなやぶになっていますね。三角になっている中で、加治木中学校のほうから抜けて、車がやっと1台通れるところを抜けていく三角のところですけど、あそこらでまた今回、この後、調査をして、要請ができるんだったら、どんどんやっていただきたいなと思ひますね。

多分、みんな思っていると思うんですよ。あれは高速道路んこっじゃっで、市はしやならんたろねと、お願いしてもできないんだろねという思いで、みんなこのそばを行き来されていると思うんです。

それと、ネックになる、街を分断している道路事情を考えますと、今回、イオンが開店オープンしますと、ローソンから今度は西之妻ですか、あっちのほうに行く道路に関しては、スマートインターチェンジを含めてですが、どのような形になっていくのかな。

それと、あそこは非常に交差点が、ローソンのところの交差点を含めて、説明はありましたけど、イオンへの出入り口も含めてどうなるのかなということと、この答弁の中で、技術的に可能な措置を考慮しとありますが、具体的にはどんな技術的な措置なんですか。

○建設部長（岩穴口弘行君） 森船津線の高速をくぐるボックスカルバートでございますが、始良の旧町時代からボックスが狭いということで、歩道の歩行者用の通路というふうな形で、いろいろな調査、あるいは概略設計というのは行われているところでございます。

現在、車が通るといいうのにも、だんだん車が大型化してまいりまして、なかなか支障も出てきているようでございますので、そこらを含めてできないものだろうかというふうな形で、いろいろな調査を今やっているんですけども、いかんせん高速道路が通行止めができないというふうな形で、仮設の費用がかなりの額になる、あるいはボックスカルバートの本体の工事費がかなり高額になるというふうな形で、5月にも小里環境副大臣と、それから鹿児島県国道事務所の福本所長に来ていただきまして、ボックスのほうを見ていただきまして、何かいい事業はないだろうかというふうなお話もしたところでございますけれども、なかなかいい補助事業というか、そういうのが今のところ見つからなくて、今はどのようにしたらいいのかというのを苦慮しているところでございますが、このまま置いておくということではできない箇所でございますので、今後、事業費が車道を含めると大体20億以上かかるような試算になりますので、そこらの費用を含めた形の事業について、研究をしていきたいというふうに思っております。

○21番（湯元秀誠君） あと、この中で1点ほどですが、今、いろんなところでボックスカルバートの件でいろんな相談をされたということです。

のり面を全部総延長したら相当な面積だと思うんですが、のり面活用はできないんですかね。擁壁を立てるとか、私は名古屋の愛知博ですか、あのときに見たんですけど、のり面をとって擁壁を上げている場面を見たんですよ。

何でこういうのができるのに、始良はでけんたろかいと思っているんですけど、やぶにして、管理が大変だったら、市と協議をして、あそこに国の政策あたりで何か知恵を出してもらって、のり面の面積を生かしたら、相当な用地が確保できるような気がするんですが、そういう発想的なものは提案とかいうのは難しいんですかね。

○建設部長（岩穴口弘行君） のり面の竹が生えたり、草が生えたりしている状況ですけども、西日本高速道路なんですけれども、今、いろんな箇所にグラウンドカバーと申しますか、ハイマツみたいなものを植えたり、いろんな種類の違ったものを植えて、どういのが一番のり面の保護に有効なのかというのを調査しているような箇所も見受けられるようでございます。

そういうのが確立すれば、またのり面に関しましては有効利用といいますか、今ののり面の保護のやり方もまた変わってくるのではないかなというふうに思います。

○21番（湯元秀誠君） のり面に、地方自治体と連携をとりながら、それが活用できるものであれば、ボックスカルバートも私はその改良を含めてやれば、そんな20億もかかるような話じゃないと思うんですよ。そういうことで提案して、市長もまたそういう機会があれば、国あたりにそういう実例がないとか、いろんな形で角度で当たってみられたらどうでしょうかね。

何だ、そんなことならできるのかという話になるかもしれませんが、いろんな角度で私はこれは模索する必要があると思いますが、この件については終わります。

それから、宇都トンネルの件でございます。

これは、前、私が求めている通行規制は結局断念しなさいと、無理ですよという話の結論ですが、私も皆様方に持ち帰る話が無くなってしまいうんですね、これじゃ。頑張らにゃいかんですから、もうちょっと頑張らせてください。

これは、片側通行とか、そういうことができないとなると、交通規制、大型を止めるしかないんですよ。吉田側も蒲生側も、上り切ったところはトンネルの入り口なんですね。ですから、入ってしまうと、どっちもあらという間に入ってきているんですよ。入ってくるなというのは見えないんですよ。上がってきたときにはトンネルに入りかける、両方とも。ですから、確認がみんな遅れるわけです。そばに行かないと、大きい車だ、小さい車もわからんわけですよ。みんな言っていらっしゃいます。ですから、入ってわかるもんなどという。

ですから、そういう入り口の状況を見ても、ああいうことなんですよ。であれば、誰かが何かの大きな事故でもない限りは、これは改善の見込みはないような雰囲気には私は聞こえるんですが、もう一回、いろんな形で、これは警察とされたか、公安委員会のほうでされたいろんなことがあると思うんですが、鹿児島市との協議とか、いろんな縦にわたっての協議はあったんですか。今回、通告の中の短い期間でこういうことをされたんですか。

○建設部長（岩穴口弘行君） 交通規制というのは、今回の質問をいただいてからやったことではなくて、以前からやっていることでございまして、トンネルの構造的に離合が難しいというのは、つくるときの事業が今の時代の交通量というか、そういうのが想定されていないような道路になってきましたので、今の状況になっていると思います。

始良市側にもいろんな大型車を利用している企業もすぐ近くに何社かございまして、鹿児島側にもトラックのターミナルといいますか、運送会社が駐車場をつくっているというふうなことがございまして、なかなかあのトンネルを大型規制というふうなことにはできないというふうな、公安委員会との協議の内容でございまして。

以上でございます。

○21番（湯元秀誠君） であれば、時間規制とか、方法もないわけなんですか。この時間なら、大型はこの時間に走らそうとか、いろんなこともできる。時間規制も含めてできるんじゃないかなと思うんですけれどね。

それと、トンネル内の照明器具は何個ありますか。

○建設部長（岩穴口弘行君） トンネル内の照明は40灯でございます。

○21番（湯元秀誠君） 40灯の中で、9灯しか電気はついていないんですよ。これはどういう事情であるんですか。みんなが言うんですけど、何で電気が切れているのか。

○建設部長（岩穴口弘行君） トンネル内の照明につきましては、操作盤というのが鹿児島側にございます。照明をつけるパターンといたしましては、晴天時に40灯、それから曇りの天気のときに26灯、それから夜間に10灯、それと深夜に5灯というふうなパターンでやっているんですけども、現在、

議員ご指摘のように、9灯しかついておりません。

雷の関係で、10灯、本来であればつかないといけないのが1灯つかないで、今9灯です。今、鹿児島市のほうで電気業者に依頼をして、修繕をするということになっております。

以上でございます。

○21番（湯元秀誠君） 鹿児島側と蒲生側に、トンネルの外に街灯が立っています、大きいのが。あれは蒲生側は切れているんですよね。ご承知ですか。

○建設部長（岩穴口弘行君） 防犯灯的な街灯だと思いますけれども、そちらのほうは私は私は認識しておりませんでした。

○21番（湯元秀誠君） 行政は5時過ぎまでで終わるんですが、市民は24時間、暮らしをしているんですよ。夜も確認に行くなりしていただければ、わかると思うんですね。ですから、市民の方々が言っていることが、ここがかゆい、あそこが痛いというのがわからないのは、こういうことだと思うんですよ。

建設部長だけを責めるわけじゃないですけども、始良市の職員の方、我々も含めてですが、気づいたりあったときはやっぱり言うべきだと思います。

これで終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、湯元秀誠議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。10分程度とします。

（午後2時14分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時20分開議）

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。

13番、渡邊理慧議員の発言を許します。

○13番（渡邊理慧君） 登壇

皆さん、お疲れさまです。私は、日本共産党市議団の一人として、一般質問を行います。

今、メディアでも多数報道されている安全保障関連法案（戦争法案）が、7月16日、衆議院で強行採決され、現在、参議院に審議が移っております。この法案は、アメリカが引き起こす地球規模での戦争で、従来の海外派兵法にあった非戦闘地域という歯どめを外し、自衛隊がこれまで戦闘地域としてきた場所まで行って、弾薬の補給、武器の輸送などといった、いわゆる兵站活動を行うこととなります。兵站は、軍事活動に効果的に資する活動とされ、米海兵隊教本では兵站と戦闘は一体不可分のものと明記されていることも明らかになっております。

安倍首相は、この活動について後方支援だとし、他国の武力行使と一体化することがないように行おうと強調しておりましたが、武力行使と一体でない後方支援という国際法上の概念が存在するのかと

いう追及に、国際法上、そういう概念はないと認めざるを得ませんでした。

この間の国会審議では、兵站によって運ばれる弾薬にはミサイルや手りゅう弾も含まれ、化学兵器や核兵器も法律上は排除していないということが明らかになりました。戦闘地域まで行って兵站活動を行えば、相手から攻撃される可能性があります。攻撃を受け、自衛隊が武器の使用をすれば、相手はさらに攻撃をし、まさに戦闘することになります。

戦争法案は、憲法上認められる武力行使は、我が国に対する武力攻撃の場合に限るとしていた従来の憲法解釈を180度転換し、日本がどこからも攻撃されていないのに、集団的自衛権を発動して、アメリカとともに海外で武力行使をするという大きな問題をはらんでいます。

憲法審査会では、憲法学者3名全員が法案を違憲だと指摘し、元法制局長官2名も違憲、逸脱と批判をしております。今、国会周辺ではもちろん、日本全国で戦争法反対の声が若者にも広がり、鹿児島でも7月12日には2,500人、8月23日には1,500人が参加する大規模な集会とデモが行われました。多くの国民が不安の声を上げており、世論調査でも約6割の人が反対をしております。

それでは、質問に入ります。

質問事項1、安保法制法案（戦争法案）に対する市長の政治姿勢について。

ことしは、戦後70年の節目の年です。さきの大戦は、広島、長崎への原爆投下など、膨大な数の人々が被害を受けました。戦争は二度と繰り返してはなりません。

(1) 安保法制法案（戦争法案）は、多くの憲法学者が憲法違反と指摘しております。市長は、この法案に対してどのような見解を持っているかを伺います。

(2) 戦争の放棄を明記した憲法9条、憲法の最高法規性を明記した第98条1項、憲法の尊重擁護義務を明記した第99条についての見解を伺います。

質問事項2、マイナンバー制度について。

(1) マイナンバー法の狙い、目的は、一人ひとりの社会保障の利用状況と税の納付状況を国が一体で把握する仕組みを整え、社会保障の抑制・削減を効率的に進めることにあります。プライバシーを侵害し、中小企業にも大きな負担と困難を広げ、国民にとっても利益もほとんどないマイナンバーは中止すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

(2) 年金情報流出問題などの教訓から、始良市の課題をどのようにお考えですか。現状をしっかりと検証すべきと思いますが、いかがですか。

質問事項3、子ども医療費無料化拡充について。

子ども医療費の無料化の拡充については、昨年議会答弁で、「早い時期に取り組めるよう進めてまいります」と述べております。2016年度予算にはそれが反映されているのかを伺います。

以降は、一般質問者席から質問を行います。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

渡邊議員のご質問にお答えいたします。

1問目の安保法制法案に対する市長の政治姿勢についての1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

さまざまな議論はあるにしても、70年間にわたり、戦争によって外国の方を殺傷しなくて済んだこと、また日本人が戦争に巻き込まれなかったことは、まさに崇高な日本国憲法第9条の平和主義によるものであることは明白なことであります。

安全保障関連法案に関する審議は国の専管事項ではありますが、不戦の理念がわずかでも揺らぐことがあってはなりません。国民の不安や懸念が起こらないように、慎重な審議を求めます。

憲法第98条第1項につきましては、法体系の最上位に位置する形式的最高法規性をうたっている規範内容であることを意味しており、国家権力に一定の歯止めをかける法であると解しております。

同法第99条につきましては、法律に基づいて国家権力を担っていく人たちが憲法を遵守し、擁護しなければならないという、政治的・道義的義務を課しているものと解しております。

次に、2問目のマイナンバー制度についての1点目のご質問にお答えいたします。

マイナンバー制度は、国の政策であり、私から見解を申し上げる立場にありませんが、住民票を有する国民一人ひとりに付される個人番号は、行政事務を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するための社会基盤であり、期待される効果として大きく3つ上げられております。

1つ目は、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れること、給付を不正に受けることなどを防止できます。

2つ目は、添付書類の削減など行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。

3つ目は、行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照会、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減され、複数の業務間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されることとなります。

このようなことから、市におきましては、国と連携を図りながら、全国の市町村と足並みをそろえ、円滑な実施に向け取り組んでいるところであります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

本市の情報セキュリティーにつきましては、日本年金機構における個人情報流出事故を教訓として、市が保有する情報の管理については、さらに厳重な管理体制で臨まなければならないと考えております。

なお、東馬場議員のご質問にもお答えしましたとおり、本市では、基本的に個人情報を扱う基幹系システム及び業務用ネットワークシステムを、インターネット回線と分離するシステムとしております。

次に、3問目の子ども医療費無料化拡充についてのご質問にお答えいたします。

子ども医療費については、保護者の経済的負担を軽減するとともに、子どもの健康の増進を図るため、平成23年1月診療分から、対象者を小学校就学前から小学校修了までに拡大し、保険診療による医療費にかかる自己負担額の全額を助成しております。

中学校卒業までの医療費無料化の拡充につきましては、これまでの議会において「早い時期に取り組めるよう進めてまいります」と答弁しており、また本市における、まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、子育て環境の整備は重要な項目でありますので、早期に実現できるよう取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。

○13番（渡邊理慧君） 8月は、特に広島、長崎への原爆が投下された日や、8月15日の戦争の日など、ことは戦後70年という節目もあり、本当にいろいろな場所で戦争のことを考えさせられる機会がありました。今、若い人たちの間でも、安保法案についてはすごく敏感になっております。

このような時期に、東京都のある自治体に住んでいる高校3年生に、防衛省・自衛隊からのお知らせ

せと書いてある封筒が届きました。中身は、自衛隊勧誘のダイレクトメールでした。その高校生は、何で俺なのと絶句したそうです。ほかの公務員はダイレクトメールなど出さないのに、なぜ自衛隊だけなのかとも言っております。

自衛隊の勧誘が強まる背景には、自衛官募集が今後厳しくなるという自衛隊側の認識があります。1つは少子化がありますが、大きな問題は、戦争法案により自衛隊のリスクが高まり、志願者が減るということが避けられません。

住民基本台帳法11条1項では、国、地方公共団体の機関が法令で定める軍事の遂行のために必要である場合に、住民基本台帳を閲覧することを認めております。これによって、自衛隊は住民基本台帳を閲覧し、満18歳を迎える住民の住所、氏名、年齢、性別の情報を書き写すことができます。

しかし、膨大な時間がかかるので、効率をよくするために、自治体に自衛官募集対象者の名簿をつくってほしいと依頼をしているようですが、始良市にこのような依頼が来たことはありますか。

○**市民生活部長（仮屋隆夫君）** 現在の所管は総務部であります。以前、市民生活部でしたので申し上げますが、そういう依頼があった事実はございません。

以上です。

○**13番（渡邊理慧君）** そのときの対応は、どのようにされたでしょうか。

○**市民生活部長（仮屋隆夫君）** 議員が申されるように、自衛隊の個人情報についての使用の範囲というのがございます。その範囲内で情報を開示するよという事で依頼がありましたので、その情報の範囲内で使用するという前提で、名簿を提出したところがございます。

○**13番（渡邊理慧君）** 自衛隊法施行令で、自衛官募集のために必要な資料の提供を防衛大臣は各自治体に要請できるという条項がありますが、要請をできるというだけで、応じる義務はありません。

戦争法案は、日本がどこの国からも攻撃を受けていないのに、集団的自衛権を行使して、自衛隊が世界中で米軍の戦争に参加する危険があります。集団的自衛権は、自国が攻撃されたわけでもないのに、他国が起こす戦争に武力行使をもって参加することです。自衛という言葉はありますが、実際に集団的自衛権が行使された事例のほとんどは、米国によるベトナム侵略戦争など、大国が中小国家への侵略・干渉戦争を行う際の口実として使われてきました。

これまでの政府は、集団的自衛権の行使は憲法上許されないとやってきましたが、武力行使の新三要件を定め、他国に対する武力攻撃でも、日本の存立が脅かされたと政府が判断をすれば、集団的自衛権を発動できるようにしました。

どんな事態が存立の危機に該当するのかわめるのは、時の政府の判断です。日本の安全に重大な影響があるなどの口実をつければ、自衛隊がいつでもどこでも派兵され、武器が使用できる仕組みになります。

自衛隊法97条は、自治体の効力義務を明記しており、同施行令117条は自衛隊員募集に関する広告宣伝の義務化が明記をされております。自衛官募集の協力は、市が独自で行っているものではないとしても、法案が成立をすれば、自治体は従わざるを得なくなり、自動的に自衛隊を戦場に送るということに協力をさせられることになります。

始良市の市民が自衛隊に入隊し、戦闘地域に派兵され、殺し殺されるようなことになる危険な法案について、廃止をすべきということを発信してはどうかと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○総務部長（脇田満穂君） お答えいたします。

現在の自衛官の募集につきましては、議員仰せの自衛隊法第97条及び関連する施行令によって市町村が協力すると、広報宣伝という形で担わせていただいております。

そのような中で、現在の通称安保と言われております法案が通るか否かというのは、まだ参議院のほうで議論がなされつつございますので、現時点で市におきまして戦争地帯に、さっき兵站という言葉もございましたけれども、そちらのほうに人を派遣するということでの前提で、市町村が任務を担っているというふうには考えていないところでございます。

以上でございます。

○13番（渡邊理慧君） 憲法9条は、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認から構成されており、武力による威嚇、または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄すると、明確に規定をしております。1項で戦争放棄したのに加え、2項で戦力不保持と交戦権の否認を定めています。世界でもまれな、徹底した不戦の誓いを示したものです。

そのため、自衛隊の保有と侵略への武力反撃、いわゆる個別的自衛権を認めた歴代自民党政府も集団的自衛権の行使は認めないなど、海外での武力行使を禁止し、憲法解釈を維持してきました。

政府・与党が16日までに採決しようとしている法案は、憲法違反に当たるという声が多く出ておりますが、市長はどう思われますか。

○市長（笹山義弘君） 今回の安保法案に対しまして、さまざまな意見があるということは、民主主義国家の正常な健全な姿であろうというふうに思います。

しかしながら、本来、日本は立憲主義に則った政治でなければならないということは明白であります。立憲主義とは、政治権力を法（憲法）によって規制しようという政治原則であります。

議員ご指摘のように、これまでも自民党政権下においても、憲法のもとでは集団的自衛権は行使できないという政府の解釈が、長い間、守られてきたわけであります。個別及び集団的自衛権の自衛のための行使は、国連憲章51条により認められているところでありますが、これはいわゆるできる規定であり、我が国では崇高な憲法9条により、これに縛りをかけているものであると解釈しております。

安倍総理は、世界情勢の変化に合わせて、憲法解釈を変えるのは当然とっておられます。しかしながら、憲法改正にも一定の規制があるものの、96条により憲法改正自体は認められております。

したがって、時代にそぐわないというのであれば、国民の民意に沿った憲法改正の方法が望ましいという学者の見解もあるわけであります。

さきの答弁でもお答えしましたとおり、安保法案関連法案に関する審議は国の専管事項でありますので、国会での十分な審議と国民への説明がなされるべきものと考えております。

○13番（渡邊理慧君） 憲法は、国民の権利・自由を守るために、国家権力を制限するための法規です。これは、国家権力に向けられた規範となります。

憲法99条は、憲法を尊重し、擁護する義務を負うとなっております。法律を制定したり、法律を行使

し、権力を行使する公務員に向かって、憲法を守らなければならないと命令しているものです。

憲法98条は、この憲法は国の最高法規であると言っており、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部または一部は、その効力を有しないとなっております。

憲法の番人と言われる内閣法制局の元長官、山口繁氏も、安保法案を憲法違反と指摘し、衆議院の憲法審査会では、自民党が推薦した憲法学者も含め、全員が憲法違反と指摘をしております。

日本共産党は、多くの憲法学者が憲法違反としている戦争法案は廃止するべきだということを強く訴えまして、次の質問に入ります。

マイナンバー制度につきまして、国は10月5日以降、全国で一斉に1億3,000万人、約5,500万世帯に番号通知カードが簡易書留で送られるとされています。始良市の世帯数は9月1日時点で3万5,154世帯となっていると思いますが、この全ての世帯に送られることとなります。

国民一人ひとりの収入と財産を監視し、年収は低いけれど資産はあるということを理由に社会保障の給付を抑制されたり、税や保険料の徴収強化をされる危険性もあります。

まだ、認知度は低く、不安を抱えている方も多いため、少し細かく質問をしたいと思います。

まず、始良市内での認知度はどれくらいあるのでしょうか。

○総務部次長兼行政改革推進課長（竹下 宏君） マイナンバー制度の推進に当たりましては、国を初め各市町村のほうで広報活動によって行っているところでもありますけれども、現在の状況、なかなか広報の理解をしていただくというような手段等の不足もありまして、若干認知度という点では低いのではないかとこのように考えております。

○13番（渡邊理慧君） 新聞の報道では、始良市ではないですが、恐らく全体で5割ほどということでありました。10月から送られてくる番号通知カードは、J-L I S、地方公共団体情報システム機構、先ほどの質問でもありましたが、そこから送られることになっておりますが、印刷や袋詰め作業を含め、その発送は誰が担うのか、どのような経路を経て住民に届くことになっているのでしょうか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 先ほど、前回質問がありましたように、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-L I Sのところから、通知カードが簡易書留で送ってきますけれども、実施主体は市ということでございます。

以上でございます。

○13番（渡邊理慧君） 実施主体は市ということでしたが、10月中旬には多くの企業で源泉徴収書の準備が始まります。国税庁は来年度からマイナンバー利用を行う準備をしており、10月中旬までに通知カードが配付されていなければならないことになるとは思いますが、全てに配付するのは10月中旬というのは不可能ではないかと考えられます。

市役所に問い合わせが殺到するおそれがありますが、通常業務を行いながら職員が対応できるのでしょうか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 今回の補正で今予算を提案しているところですが、まず職員体制につきましては、7月1日ですけれども、いわゆる特命参事ということで、マイナンバーにかかる、そのほか将

来的にはコンビニ交付とか、あとイオン進出に伴う諸事務に関する特命事項ということで、1名、参事を任命があったところでございます。

補正内容につきましては、窓口を今の市民課の窓口とは切り離しまして、中庭の4号館を特別に相談、あるいは交付事務の場所に確保しております。

予算的には、あと臨時職員を長期の臨時職員、それから短期の臨時職員、含めまして5名程度、今回の補正で提案しているところでございまして、その中で対応していきたいというふうに考えております。

○13番（渡邊理慧君） 4号館の別に設ける窓口についてですが、いつまで設置するとかいう決まりはあるでしょうか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 基本的には、本年度中に交付をやりたいと考えておりますけれども、議員ご承知のとおり、これから返戻とか、簡易書留をしまして返ってくる部分も想定されますので、その状況に応じて延長ということもあり得るというふうに考えております。

○13番（渡邊理慧君） 問い合わせやクレームの対応で、うっかり住所などの番号カード記載内容を話してしまいますと、個人情報を漏らしたことになると思いますが、どう対応されますか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 交付事務の段階ではパーテーションを設けまして、それぞれ隣同士、番号が見えないような形、それから個人番号カードを交付する場合には暗証番号というのを登録いたしますので、これはタッチパネル式になっております。そのようなことで、隣の人からそういう番号を覗かれるとか、そういうことは決してないようにしたいというふうに思います。

それから、不正な行為によって、いわゆるなりすましのなもので、仮に個人カードを受理をしたということにつきまして、もしそういう事態が発生した場合は、これは法律上厳しい罰則規定もありますので、これは犯罪ですので、そういうことで厳しく規制があるというふうに考えております。

個人ナンバーの漏えいにつきましては、窓口業務においては、例えば代理人申請とか、そういうケースもございますので、本人確認をまず厳正にやるというのが私どもの任務であるというふうに考えております。

以上です。

○13番（渡邊理慧君） では、事情により、住民票と違う住所に住んでいる方への対応として、そういう方もいらっしゃると思いますけれども、DV被害者への対応としては、事前に本人の申し出により必要な対応がなされることになっていると思います。本人が申し出ができない場合はどうなるのでしょうか。申し出をし忘れたなどのときの対応は、問題はないのでしょうか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 基本的に、DV被害者で一番問題になるのは、住所地と居住地が違っていると、いわゆる配偶者による暴力を受けて、前住所地をそのままにして、身柄をどこかに移してDV支援を受けているというような方が、住所地と居住地が違うわけなんですけれども、広報等においては、そういう場合においては登録申請といいますか、住民票と住所地が違う場合には送付先を市のほうへ

登録をしていただくというのが今広報しているところなんですけれども、今、議員のおっしゃる、なかなか広報では周知が十分に行かないという可能性もありますが、現在把握しておりますのはDV被害者で、そういうケースがある方は1名というふうに考えておりますので、その方については何らかの形で個別に事前に現在の居住地に送るような手続をしてくださいということについて、対応していきたいというふうに考えております。

○13番（渡邊理慧君） では、病院に入院されている方への対応についてですが、始良市では病院に直接訪問をし、送り先を変更するように説明を行っていると言いましたが、そのようなことでよろしかったでしょうか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 議員のおっしゃる病院に限らず、グループホームとかそういう施設、それから介護老人施設、そういうところにつきましては、市民生活部と、それから保健福祉部が協力しまして、それぞれ施設の管理者に所定の手続をしていただくよう、出向いて行って周知をしたところでございます。

○13番（渡邊理慧君） 介護施設なども対応しているということですね。

住所が不定の方などは、カードは返却されるというふうになると思いますけれども、通知カードが返却された場合、実態調査を行い、住所の抹消をする可能性もありますが、受け取れなかった場合の通知カードは、いつまで、どこに、どのように保管をされるのでしょうか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） まず、簡易書留によりまして、郵便局のほうから通知が行くわけなんですけれども、そこに該当者がいない場合は当然郵便局は約1週間、そこに預かるということでございます。1週間たちますと、その後は市のほうへ返却ということで、私ども市民課のほうへ返ってまいります。

その後、実態調査をいたしまして、現在、税情報とか、さきの選挙等で返ってきた分については実態調査は済んでいるわけなんですけれども、実際に送りまして返ってくる分が何件あるのかということについては、まだ確実な把握はできませんけれども、約3か月間、市のほうで実態調査をしまして、それでも不明な場合は廃棄をいたします。

ただ、その後、本人から申請がありますと、再度、今度は再交付という形で、通知カード、あるいは申請によっては個人カードを交付できるという体制を整えております。

○13番（渡邊理慧君） 今のは、通知カードの話ですよ。最初に10月に送られてくる通知カードと一緒に入ってくる申請用紙を送り返せば、先ほどカードと言っておりましたが、市役所で受け取るカードはプラスチック製の個人番号カードがつかれることになっていると思います。この個人カードは、マイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別を記載し、顔写真とICチップが添付されたものとなっております。

そして、これは希望者だけがつくる任意のカードとなっておりますが、まだ制度の内容を知らないという人が約5割ほどいる中で、知らないままいきなり申請用紙を見て、任意のものだとわかるものなのではないでしょうか。後から、私はこのカードをつくりたくなかったのという人もいられるかもしれません。

けれども、最初の時点で申請用紙を見て、任意のものだとわかるのでしょうか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） J-L I Sのほうから、通知カードと一緒に個人番号カードの申請用紙が届くわけなんですけれども、当然その中にマイナンバー制度についての概要は説明書が添付してありますので、個人カードについては任意であるということについては、熟読いただければわかるのではないかと考えております。

また、仮に誤解をされて、市のほうへ窓口で交付申請に来られても、その時点で詳しく説明をいたしますので、回避できるのではないかとというふうに考えております。

○13番（渡邊理慧君） 個人カードはスマートフォンでも申請ができるようになっているようですが、例えばスマートフォンを持っていないお年寄りなどは、写真を撮影しに行き、申請書を書いて郵送するという方がどれくらいいるのかなと考えるところでありますけれども、政府は本人確認資料として活用できると、このカードを推進しておりますが、盗難・紛失による被害など、持ち歩くのも大変不安な部分があります。また、発行時点でのなりすましなどの問題もあると思います。

このカードは、一度つくったら、再発行しない限り、ずっと同じものを使い続けるのでしょうか。と申しますのは、生まれたばかりの赤ちゃんが番号を振られて、赤ちゃんの写真でカードをつくったとしますと、それをずっと使わないといけないのかなというふうになりますので、その辺はどうなるのか伺います。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 議員のおっしゃるのは、個人カードの更新というご質問だと思いますが、当然、人間は年月がたちますと、顔かたち、かなり変わる方もいらっしゃいますけれども、基本的には成人の場合は10年目に更新をするという形になります。それから、二十以下については、5年おきに更新をするということです。

それから、個人番号につきましては、基本的に永久的にその番号になりますが、例えばなりすましをされて悪用されるとか、そういう可能性がある場合には申請によって番号を変更できるという手法もあるようでございます。

以上です。

○13番（渡邊理慧君） 更新の場合、引きかえは受け取り、交換になるのか、それとも免許証のように穴をあけて、もう使えませんという形になるのか、そういうところはわかるのでしょうか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 穴をあけるということについては承知しておりませんが、更新前のカードについては回収をして、廃棄という形になろうかと思います。

○13番（渡邊理慧君） 更新の場合は、更新料は取られないという形でよろしいですね。今、発行すると無料ですけれども、再発行の場合は800円かかるとなっておりますが、更新の場合は料金はどうなっているのでしょうか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 現在の条例では、再発行に関する手数料条例ですので、発生はしない

というふうに考えております。

- 13番（渡邊理慧君） 置き忘れなど、個人の責任が問われるような事態によって、不正利用などの被害が生じた場合でも、利便性、安全性を強調して利用拡大を進めているもとの、自己責任として切り捨てることがあってはならないと思います。

現在は、年金や税金、住民票などの個人番号は、公的機関ごとにそれぞれ管理されておりますが、マイナンバーで各情報を1本に結びつけることが可能になります。9月3日には利用範囲を拡大する法案が成立し、2018年から金融機関の預貯金口座番号とマイナンバーを結びつけることになっております。この結びつけは任意ですが、2021年をめどに義務化を目指す方向だそうです。

日本年金機構の年金情報流出問題では、ずさんな管理が明らかになり、年金と個人番号の連携時期は最長2017年11月まで延期しましたが、問題は山積みとなっております。

始良市のセキュリティー対策において、基幹系システム、業務用ネットワークシステムをネット回線から分離しているということでしたが、年金機構での情報流出では、基幹系ネットワークの個人情報情報をコピーして、情報系ネットワークの端末で作業をしていたことが原因となっております。本市は、このような作業はしないという認識でよろしいでしょうか。

- 総務部次長兼行政改革推進課長（竹下 宏君） お答えいたします。

議員の今のご質問ですが、作業の取扱規程というものを当然、市役所内部にもその規程を設けるつもりでおりますので、そういったことでそういう作業はしないようにというような旨の指示は、その中に記載をされるものというふうに考えております。

以上です。

- 13番（渡邊理慧君） 個人情報一旦流出、漏えいすれば、拡散した情報を全て回収・消去することは困難です。セキュリティー対策をしているつもりでも、どんどん新しい方法でサイバー攻撃などが行われる可能性や人的ミスによる情報流出など、必ず安心ということは言えませんので、そのようなときの対策を考えなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

- 総務部次長兼行政改革推進課長（竹下 宏君） お答えいたします。

システム上のセキュリティー対策というのは、ある程度、対策のめどは立つというふうに考えておりますが、人的ミスによるもの、こういったものが一番危惧をされるところであります。

こういったことがないように、事業所であります市役所もそうです。市内の民間事業所もそういう箇所には当たりますが、そういったことが絶対に起きないように、啓発等を十分に努めてまいります。

以上です。

- 13番（渡邊理慧君） セキュリティー対策について、絶対漏れないように計画をされているということですが、もし漏れるかもしれないという場合の想定は考えていらっしゃるのでしょうか。

- 総務部次長兼行政改革推進課長（竹下 宏君） 私どもは、絶対に漏れないというような立場で作業は進めてまいりますけれども、もし万が一、漏れたという場合には、それなりに対処してまいります。

というふうに考えております。

以上です。

○13番（渡邊理慧君） その対処方法は、今、検討中ということで受け取ってしまいましたけれども、どうでしょうか。

○総務部次長兼行政改革推進課長（竹下 宏君） お答えいたします。

説明が不十分であります。また実際、10月5日以降に個人番号が付番をされることとなります。そういった事務が発生をいたしますのが来年の1月以降ということとなりますが、我々の想定の中では、どういった問題が起こるかというようなこともまだ十分に把握をしていないところがありますので、今後、研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○13番（渡邊理慧君） 企業でも利用されるようになっておりますので、情報漏えいも本当に十分気をつけていただきたいところですが、企業で利用されるというところでは、小規模業者、事業者にとってはとても負担がふえることとなります。マイナンバー制度は、帝国データバンクが4月に行った調査によると、企業の9割超が認識はするものの、6割は対応が進んでいないということが明らかになっております。制度への対応を進めている、あるいは完了した企業は2割弱で、約6割は何もしていませんでした。

給与システムの更新などで、制度対応へのコスト負担は1社当たり約109万円と推計されております。9月4日の南日本新聞の記事にも、別な記事でありましたが、民間調査では、システム改修準備を終了した企業が3%、90%近くが検討中、未検討中となっており、ほとんど対応ができていない状態です。

マイナンバーを扱う中小企業者に対して、厳格な管理体制を強要し、情報が漏れた場合の罰則を強化するなど、小規模の事業者にとって、マイナンバーを管理することは大きな負担となり、経営に大打撃となることも指摘されております。国民の支持や理解が広がらない制度を急ぐ必要はなく、延期しても何の不利益もありません。

共通番号は、そもそも漏れることを大前提にして、マイナンバーの定期的変更を認めること、漏えいが疑われるときの通報、対処の仕組みを確立すること、責任の所在をあらかじめ明確にしておくことなど、被害を最小限にとどめるための措置を講じておくべきだと思います。

マイナンバー制度そのものを中止することこそ、最も効果的なリスク回避だということを申し述べておきます。

次の質問に移ります。

子ども医療費の拡充についてですが、まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業案に入っていたと思いますけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業とした場合、国に確認をしてオーケーが出た時点で進められることになると思いますけれども、現在、スケジュールはどのように計画をされているのでしょうか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

現在、各事業をまとめるというか、各事業を上げてもらっているところがございますけれども、これを実施計画も実施となると関係してまいりますので、実施計画の中で取り上げて、それをまた推進会議の中でも諮っていくということになってまいります。

とりあえずは、上がってきたものを実施計画、そして推進会議という形で、協議していくことになります。

○13番（渡邊理慧君） その流れでいきますと、実施の予定は想定されていらっしゃるのでしょうか。もし、できるとなった場合の。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

内部的にはそういったことでございますが、あと事業実施につきましては県のほうの確認をいただきながら、事業を組み込めるかということも協議していかなければなりません。

以上でございます。

○13番（渡邊理慧君） 子育て世代を応援する医療費助成は、少子化や地方の人口減少に歯どめをかける重要な制度であるだけでなく、子どもの貧困が広がる中、その対策としても市民の皆さんの切実な願いとなっております。子どもが中学校に入学したから、卒業する前に早く実施してほしいといったような声も寄せられております。

もし、実施となった場合、対象者は中学生になると思うんですけども、平成26年5月時点で2,294人程度というふうには伺っておりましたが、現時点で対象人数、何名ほどになるのでしょうか。

○保健福祉部次長兼大楠ちびっ子園園長（牧之内昌二君） お答えいたします。

ただいま、5月1日現在というふうにお話がありましたけども、私どもの調べている範囲の中では、5月1日現在、一緒なんですけど、2,363人ということで数字を押さえております。

以上でございます。

○13番（渡邊理慧君） 実施するとなった場合の費用は、どの程度になると試算されているのでしょうか。

○保健福祉部次長兼大楠ちびっ子園園長（牧之内昌二君） お答えいたします。

大体3,500万円程度を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○13番（渡邊理慧君） 昨年は2,294名で、3,200万程度という回答でしたが、今回は3,500万ということで、中学生も数がふえていると、始良市も人口がふえているということで、そのようなことになっているのだと思いますが、中学3年生までの無料化を実現した群馬県では、無料化後、虫歯処置完了の子どもが全国平均を上回りました。医療費無料化は、所得の違いに関係なく、全ての子どもの健康を守る上で、大きな役割を果たしていることは明白です。

経済的負担が軽くなることで、病気の早期発見・治療が可能になり、重症化を防ぎ、医療費を抑制

している効果も生まれております。自治体は、子どもの医療費の無料化を積極的に進めるべきです。実施時期については、いつぐらいには実施したいという計画があるのかをお伺いします。

○市長（笹山義弘君） 先ほど来申し上げておりますように、効果については、議員ご指摘のとおりというふうに承知しております。そういうことから、先ほど来ご説明申し上げておりますが、それらのいろいろな整備を図りながら、できるだけ早期に実現できるように努めてまいりたいというふうに思います。

○13番（渡邊理慧君） 実施時期はまだ未定ですけれども、わからないところですが、県内では、今まで小学生までだったところを一気に18歳まで無料化した喜界町のような自治体もあります。今回、まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業として提案された際に、高校卒業までという話は全くなされていなかったのかをお伺いいたします。

○保健福祉部次長兼大楠ちびっ子園園長（牧之内昌二君） お答えいたします。

本市は、現在、小学生までということをごさいます、県内には、おっしゃいますように、支給年齢を引き上げて、18歳までというところもあるようでごさいます、本市としましては、現在のところ中学生までということを視野に、検討を進めているところをごさいます。

以上でございます。

○13番（渡邊理慧君） 計画も進んでいるようでして、中学生までの無料化まであと少しのかなどというところまで来ているようですので、前向きな答弁をいただいているところだと思います。

高校生となりますと、病院に行く回数も少なくなるのではないかと思いますし、引っ越しの際に、子どもの医療費助成が充実しているということで、始良市に移住される方ももしかしたらいるかもしれません。ぜひ、高校生まで検討していただけたらと思います。

北海道の南富良野町は、子どもが大学生や専門学校生など就学中であれば、通院も入院も22歳まで医療費が無料となっております。親の所得制限も、窓口での一部負担金もありません。窓口での支払い無料化については、県のほうに働きかけを行っているとは思いますが、引き続き積極的に取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、渡邊理慧議員の一般質問を終わります。

○議長（湯之原一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議はこれをもって**散会**とします。

なお、次の会議は9月10日午前9時から開きます。

(午後3時18分散会)